

## 政策評価調書（個別票1）

## 【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		欧州地域外交				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、 5段階達成度は記載出来ない	番号	④
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	1,044,027	1,207,450	2,553,080	1,443,634	1,525,150
		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
	補正予算	110,163	0	0		
		<0>	<0>	<0>		
	繰越し等	0	0	0		
		<0>	<0>	<0>		
	計	1,154,190	1,207,450	2,553,080		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	1,117,746	1,181,312	2,255,819			
	<0>	<0>	<0>			

政策評価調書（個別票2）

政策名	欧州地域外交					番号	④	(千円)	
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費	860,007	907,661	
	●	2	一般	在外公館	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費	583,627	617,489	
	●	3							
	●	4							
	小計						1,443,634 <>の内数	1,525,150 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<
	○	2					<	>	<
	○	3					<	>	<
	○	4					<	>	<
	小計						<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<
	◇	2					<	>	<
	◇	3					<	>	<
	◇	4					<	>	<
	小計						<>の内数	<>の内数	
合計						1,443,634 の内数	1,525,150 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			欧州地域外交			番号	④	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	増△減額		モニタリング結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 50px; width: 80%; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">該当なし</h1> </div>								
合計								

## 施策 I-4 欧州地域外交（モニタリング）



## 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 1-I-4）

<b>施策名（※）</b>	欧州地域外交					
<b>施策目標</b>	<p>平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。</li> <li>2 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。</li> <li>3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。</li> <li>4 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。</li> <li>5 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進する。</li> </ol>					
<b>目標設定の考え方・根拠</b>	<p>基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。英国のEU離脱交渉が進む中で、引き続きEUがグローバル・パワーとして国際社会に貢献し、また、世界経済への悪影響を最小化するべきとの立場を伝達していくことも重要である。</p> <p>アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、隣国同士である日本とロシアが、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、幅広い分野において連携を深めていくことは、我が国の国益に資するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。また、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、我が国を含む国際社会全体が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促すことは重要。</p> <p>エネルギーを含む経済的な潜在性ととも、ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。</p> <p style="text-align: center;">・第198回国会外交演説（平成31年1月28日）</p>					
<b>施策の予算額・執行額等</b>	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	1,044	1,207	2,553	1,444
		補正予算(b)	110	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	1,154	1,207	2,553	/
執行額(百万円)		1,118	1,181	2,256	/	
<b>政策体系上の位置付け</b>	地域別外交	<b>担当部局名</b>	欧州局	<b>政策評価実施 予定時期</b>	令和2年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「\*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

## 個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

### 施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・ 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）  
第 2. II [3] (3) ii) ②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築 ウ) 租税条約

## 測定指標 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 \*

### 中期目標（一年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。特に、令和元年 10 月 31 日が期限となる英国の EU 離脱プロセスの進展を注視しつつ、我が国の立場を働きかける。

### 29 年度目標

- 1 EU との関係では、関連省庁・部局と連携し、以下を実施する。
  - (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し我が国の立場や要望事項（離脱における予見可能性・透明性の担保）を EU 側にも働きかける。
  - (2) 日 EU・EPA の大枠合意に向けた交渉と並行して、日 EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉の早期妥結に向け、上記（1）での政治対話の場で大枠合意できるよう、実務者会合にて協議を重ね、残る論点について進展を図る。開発協力における日 EU 連携、EU の CSDP（共通安全保障防衛政策）との連携強化等の具体的な協力が進展するよう努める。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 13 回外相会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。
- 3 アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会（CoE）の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係の強化を一層推進する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 EU との関係
  - (1) EU との関係では、第 24 回日 EU 定期首脳協議（7 月）を含め、首脳会談を 2 回（右に加え 5 月の G7 タオルミーナ・サミット）、外相会談を 2 回（4 月及び 9 月）実施し、このほかにも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。これらの会談の中で、アジア及び欧州等における地域情勢、グローバルな課題への対応につき緊密な意見交換を行った。英国の EU 離脱に関しては、国際社会の平和と安定、世界経済、企業活動等に様々な影響が生じ得ることを踏まえ、透明性及び予見可能性に配慮するよう要請した。さらに、9 月には、北朝鮮の核実験を受け、日 EU 外相電話会談を行い、北朝鮮問題に関して日 EU で緊密に連携していくことで一致した。
  - (2) 日 EU・EPA 及び SPA について、7 月の第 24 回日 EU 定期首脳協議の際に大枠合意し、EPA 交渉については 12 月、SPA 交渉については 30 年 2 月に合意した。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力  
29 年度は、11 月に実施された ASEM 第 13 回外相会合及びその準備会合である計 3 回の高級実務者会合が開催され、外相会合には中根外務副大臣が出席した。今次 ASEM 外相会合ではアジアと欧州の連結性が大きなテーマとなり、日本政府は、連結性に係る作業部会のアジア側共同議長を中国と共に務めた。また、アジア欧州財団のインフルエンザ対策事業の枠組みにおいて、29 年度中に韓国（6 月）及びベトナム（9 月）でリスク・コミュニケーションに係るセミナーを共催したほか、ジャカルタでは観光に関するセミナーを共催し、インフラ面での議論のみならず人的交流面や危機管理面でも ASEM の連結性に係る議論に貢献した。また、安全保障面においても、厳しさを増すアジアの安全保

障環境を踏まえ、ASEMにおける北朝鮮等の重大な地域情勢に関する議論を主導した。

### 3 CoE との関係

CoE との関係では、ウクライナ国内避難民 (IDP) 支援のためのサマースクール (8 月, 於: 同国西部), IDP 支援国際フォーラム (10 月, キエフ), 及び外国から資金提供を受ける NGO 等組織に関する国際基準策定について議論するラウンドテーブル (10 月, 於: ヴェネツィア) に対し財政支援を行った。

### 30 年度目標

1 EU との関係では、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

(1) 日 EU 首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し、我が国の立場を適切な形で英、EU 双方に働きかける。

(2) 日 EU・SPA の早期署名・締結に向け、事務レベルでの調整を行う。開発、安全保障等の分野において具体的な協力が進展するよう努める。

2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 12 回首脳会合等への参加、アジア欧州財団 (ASEF) との継続的な協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 EU との関係

(1) 安倍総理大臣は、7 月の定期首脳協議のほか、10 月のブリュッセル (ベルギー) における第 12 回 ASEM 首脳会合、11 月のブエノスアイレス (アルゼンチン) における G20 サミットの機会に、日 EU 首脳会談を行い、日 EU 関係、英国の EU 離脱及び世界経済・貿易等につき意見交換を行った。英国の EU 離脱については、EU 側に対し日系企業や世界経済に与える悪影響が最小限となるよう、プロセスの透明性、予見可能性、及び移行期間の設置による法的安定性の確保を一貫して求めた。このほか、外相間でも緊密な対話が行われ、4 月のシリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合、8 月の ASEAN 関連外相会議の機会に日 EU 外相会談を実施したほか、計 3 回の電話会談を実施した。

(2) 日 EU・EPA は、30 年中に日 EU 間で国内手続完了の相互通告が行われ、31 年 2 月 1 日、発効した。また、外交・安全保障分野を含む幅広い分野の協力関係強化の法的枠組みである SPA についても同日、暫定的適用が始まり、3 月 25 日に第 1 回合同委員会が開催され、持続可能な連結性及び質の高いインフラ、地球規模課題といった優先事項や、データ・セキュリティ等のデジタル経済に関する課題や安全保障政策における協力強化に向けた協議が行われた。

#### 2 アジア・欧州間対話 (ASEM)

10 月、ブリュッセル (ベルギー) において、第 12 回首脳会合が開催され、日本からは、安倍総理大臣が出席した。日本が各国と連携して議論をリードした結果、首脳会合で発出された議長声明では、海洋安全保障について国際法に従った紛争の平和的解決の重要性等に言及するとともに、北朝鮮に対し、核及びその他の大量破壊兵器、弾道ミサイル及び関連する計画と施設の、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄 (CVID) を求め、首脳間で安保理決議の完全な履行を通じた包括的な問題解決にコミットするなど力強いメッセージが盛り込まれた。また拉致問題については前回の首脳・外相会合に続き明示的に議長声明に言及された。また日本は、インドネシアとの共催によるジャカルタにおける観光シンポジウムの実施 (31 年 2 月) やアジア欧州財団 (ASEF) への拠出金の支出等を通じて、東京にてユニバーサルヘルスカバレッジ (UHC) の枠組みで薬剤耐性菌 (AMR) 対策を扱うセミナー (5 月) を実施するなど、ASEM の活動に貢献した。

### 令和元年度目標

1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

(1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。

(2) 日 EU・SPA の下で、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進するとともに、安全保障分野等における協力をする。

2 アジア・欧州間の対話・協力においては ASEM 第 13 回の外相会合等への参加、アジア欧州財団 (ASEF) との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

## 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU との協力関係推進のための取組実績を測ることは、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するとの政策の進捗を把握する上で重要であるため。

日 EU・SPA の下での具体的協力推進等の上記目標の実施は、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資する上で重要である。

## 測定指標 1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

### 中期目標（一年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO 及び OSCE との関係を更に強化する。

### 29 年度目標

#### 1 NATO

(1) 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア ジェンダーの分野における協力

NATO 本部への要員派遣の継続

イ 新規安全保障課題の分野における協力

サイバー演習への本参加、サイバー分野における協力強化

ウ 海洋安全保障の分野における協力

NATO 海上司令部 (MARCOM) への連絡官派遣の実現

エ NATO の各種演習への参加

(2) アジアの安保情勢がますます深刻化する中で、アジアにおけるさらなる NATO のプレゼンス強化を図るため、ハイレベルの要人訪日等を実現する。

(3) NATO 幹部の招へい等を行い、知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

#### 2 OSCE

(1) OSCE 特別監視団 (SMM) への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 NATO

(1) 日 NATO 協力

ア ジェンダーの分野における協力

5 月末に NATO 本部で行われた NATO ジェンダー視点委員会年次会合に参加し、各国代表と同分野に係る意見交換を実施した。また、7 月から NATO 本部に二代目となる女性自衛官を派遣し、同分野への貢献を継続している。

イ 新規安全保障課題の分野における協力

エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター (CCDCOE) への我が国の参加意向表明等、サイバー分野における日 NATO 協力を強化している。

ウ 海洋安全保障の分野における協力

英国にある NATO 海上司令部 (MARCOM) への連絡官派遣の意向を表明するとともに、同分野の協力の進展につき事務レベルの議論を継続した。

エ NATO の各種演習への参加

9 月にボスニア・ヘルツェゴビナで実施された人道支援・災害救援の演習に、日本からオブザーバー参加し、同分野での協力を進めた。

(2) ハイレベル要人訪日

7 月に安倍総理大臣が NATO 本部を訪問、10 月にはストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日し、安倍総理大臣及び河野外務大臣等と会談するなど、ハイレベルによる対話が続いた。NATO 事務総長訪日の際には、日 NATO 間で、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画を放棄するよう決定的な圧力を加えるための更なる努力を行うこと及び拉致問題の解決を要求し、南シナ海・東シナ海の状況を懸念する内容の共同プレス声明を発出した。

(3) 人的交流の深化

5 月には、東京において日 NATO 高級事務レベル協議を開催し、日欧の安全保障政策等に関する意

見交換を行ったほか、6月にメルシエ変革連合軍最高司令官が岸外務副大臣を表敬し、日 NATO 間の連携強化及びアジアの地域情勢等について意見交換を行った。

## 2 OSCE

### (1) 日 OSCE 関係の推進

4月からOSCE特別監視団(SMM)(於:ウクライナ)に二代目の専門家として報告官(ウクライナ東部情勢の分析及び報告)を派遣するとともに、4月のアルメニア議会選挙、6月のアルバニア議会選挙及び10月のキルギス大統領選挙のためのOSCE選挙監視団に要員をそれぞれ派遣し、OSCEの活動に対する日本の貢献を示した。12月にはウィーン(オーストリア)で開催された第24回OSCE外相理事会に中根外務副大臣が出席し、欧米各国の外相級が集まる中、自由で開かれたインド太平洋戦略、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題、ウクライナ情勢、法の支配の貫徹等について発言し、最も歴史あるパートナー国として、OSCE及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し、日本の存在感を示した。30年2月には、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めてOSCE事務局本部を訪問し、グレミンガーOSCE事務総長より日本の人的・財政的貢献はOSCEに対する重要な貢献となっており、中央アジアやウクライナ等の安定に寄与しているとの認識が示された。

### (2) 国際社会の平和と安定への貢献

29年度はOSCEが実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の国境管理等のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献している。

## 30年度目標

### 1 NATO

(1) 日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)を改定するとともに、IPCPに基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

- ア サイバー分野における協力
- イ 海洋安全保障分野における協力
- ウ NATOの各種演習への参加

(2) NATO 日本政府代表部を開設し、日 NATO 関係を更に強化する。

(3) 知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

### 2 OSCE

(1) OSCE 特別監視団(SMM)への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 NATO

(1) 5月、日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)を改定し、以下の内容を含む優先分野を定めて日 NATO 協力を推進した。

- ア エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター(CCDCOE)へ我が国から職員を派遣し、サイバー分野における日 NATO 協力を強化した。
- イ 英国にある NATO 海上司令部(MARCOM)への連絡官派遣の手続きを進め、海洋安全保障分野の協力の一環として、8月に海上自衛隊の練習艦と NATO 常設海上部隊との親善訓練等を実施した。
- ウ 11月にエストニアで実施された NATO のサイバーの演習にパートナー国として参加した。

(2) 7月、ブリュッセル(ベルギー)に NATO 日本政府代表部を開設し、NATO との協力関係をより円滑にするための体制を整えた。

(3) 大量破壊兵器(WMD)やジェンダー分野の会合に有識者等を派遣し、知見の共有を図った。

(4) 7月、菌浦総理大臣補佐官が NATO 本部を訪問し、ハイレベルの対話を実施した。

### 2 OSCE

(1) 29年4月から専門家を派遣しているウクライナの OSCE 特別監視団(SMM)に二代目としてウクライナ東部情勢の分析及び報告を担う報告官を派遣するとともに、10月のボスニア・ヘルツェゴビナ国政選挙、10月のジョージア大統領選挙、12月のアルメニア大統領選挙及び31年2月のモルドバ議会選挙のそれぞれに、OSCE 選挙監視団要員を派遣して OSCE の活動に貢献した。12月にはミラノ(イタリア)で開催された第25回 OSCE 外相理事会に阿部外務副大臣が出席し、欧米各国の外相級が集まる中、「自由で開かれたインド太平洋」、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題、ウクライナ情勢、法の支配の貫徹等について発言し、最も歴史あるパートナー国として、OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し、日本の存在感を示した。

(2) テロリスト等の不法移動や違法物質の流入、人身売買などの防止といった人道に対する脅威の低減策を通じて中央アジア・コーカサス地域の平和と安定に寄与するための厳格な国境管理体制を

担う人材育成を目的に OSCE が運営するタジキスタンの国境管理スタッフカレッジに補正予算から 9,000 万円を拠出した。

#### 令和元年度目標

##### 1 NATO

(1) 日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

- ア サイバー分野における協力
- イ 海洋安全保障分野における協力
- ウ NATO の各種演習への参加

(2) 知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

##### 2 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、各種会合に出席 (一部は主催) する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

#### 測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

安全保障に関連する機関との連携強化は、国際社会の平和と安定の維持に寄与することから、かかる機関との連携を強化する施策の進捗を把握する上で有用となる指標を設定した。

#### 測定指標 1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 \*

##### 中期目標 (---年度)

欧州各国との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

##### 29 年度目標

- 1 社会保障協定については、ルクセンブルク及びイタリアとの協定の早期発効に向け、締結手続を進める。チェコ (改正) 及びスロバキアについては、早期に国会承認を得、発効に向けて当局間協議等を進める。また、スウェーデン及びフィンランドとの間で交渉会合を実施し、早期妥結を目指す。
- 2 租税条約 (協定) については、スロベニア、ベルギー (改正)、ラトビア及びオーストリア (改正) について、発効に向けての手続を速やかに進める。また、リトアニアについて早期の署名を目指す。エストニア、デンマーク (改正)、スペイン (改正) 及びアイスランドについても交渉を進め、早期の妥結及び署名を目指す。
- 3 乗客予約記録 (PNR) 協定については、早期の法的枠組みの構築を目指し、EU 及びスイスとの間で協議を進める。
- 4 航空協定については、スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、国土交通省と連携しつつ、早期改正を目指す。また、クロアチア、チェコ及びルクセンブルクとの航空協定については、正式交渉の開始も視野に入れつつ、航空当局間の非公式協議の促進を側面的に支援する。

##### 施策の進捗状況・実績

##### 1 社会保障協定

7月に日フィンランド社会保障協定第1回政府間交渉、10月に日スウェーデン社会保障協定第3回政府間交渉を実施し、大きな進展が見られた。8月1日、日ルクセンブルク社会保障協定が発効し、日チェコ社会保障協定改正議定書についても、発効に向けた準備が進んでいる。イタリア及びスロバキアとは、協定の早期発効に向けて当局間での調整が進んでいる。

##### 2 租税条約 (協定)

目標に挙げていた交渉のうち、5月に、エストニア、デンマーク (改正)、アイスランド、30年2月にスペイン (改正) について妥結したのに加え、30年3月にクロアチアとの租税条約交渉も妥結した。エストニア (8月)、デンマーク (10月)、アイスランド (30年1月) については署名を経て、29年7月に署名したリトアニア租税条約と併せて、30年通常国会に提出した。ラトビア、スロベニアについてはそれぞれ7月と8月に発効した。ベルギー、オーストリアについては所要の国内手続を了し、相手国の国内手続中である。

3 PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。

##### 4 航空協定

スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し、ポーランドとは調整を進め、スペイン

とは内容面で合意に至った。また、クロアチア及びチェコとの航空協定については、第1回正式交渉の開催に向け、6月にそれぞれ当局間非公式協議を実施した。ルクセンブルクとの航空協定については、6月に第2回、10月に第3回非公式協議を開催し、10月に当局間での取決めを更新するに至った。

#### 5 航空安全協定 (BASA)

EU との間の航空安全協定 (BASA) については、7月にブリュッセルでの非公式協議を経て、11月に第1回政府間交渉を東京にて、30年1月に第2回政府間交渉をブリュッセルにて開催した。

### 30年度目標

#### 1 社会保障協定

- (1) 既に交渉を開始しているスウェーデン及びフィンランドとの交渉妥結を目指す。
- (2) 国会で承認済のチェコ (改正)、スロバキア、イタリアとの協定発効に向けた調整を行う。

#### 2 租税条約 (協定)

- (1) 交渉が妥結しているスペイン (改正) 及びクロアチアとの条約の署名準備を進める。
- (2) 国会に提出したリトアニア、エストニア、デンマーク (改正) 及びアイスランドとの条約の早期発効を目指す。
- (3) 我が方での国内手続が完了したベルギー及びオーストリア (いずれも改正) との条約発効に向け、先方の国内手続を促すべく先方政府と調整する。

#### 3 PNR(乗客予約記録)については、PNR 情報の活用に係る欧州各国との協力について議論を進める。

#### 4 航空協定については、スペインとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続を進める。ポーランドとの航空協定の付表の改正については、ポーランドと連携しつつ、引き続き早期改正を目指す。また、クロアチア及びチェコとの航空協定については、締結に向けた正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。

#### 5 EU との間の航空安全協定 (BASA) については、交渉を進展させ早期の実質合意を目指す。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 社会保障協定

- (1) 4月に日スウェーデン社会保障協定の第4回政府間交渉を実施し、実質合意に至った。また、11月に日フィンランド社会保障協定の第2回政府間交渉を実施した。
- (2) 日チェコ社会保障協定改正議定書が8月に発効した。スロバキア及びイタリアとの社会保障協定については、早期発効に向けた調整及び協議を継続。

#### 2 租税条約 (協定)

- (1) 10月に日スペイン租税条約 (改正) 及び日クロアチア租税協定の署名を行い、31年1月通常国会に提出した。
- (2) 及び (3) 8月にリトアニア、9月にエストニア、10月にオーストリア (改正) 及びアイスランド、12月にデンマーク (改正)、31年1月にベルギー (改正) との租税条約を発効させた。

#### 3 PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。

#### 4 航空協定

スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し、ポーランドとは内容面で合意に至り、スペインとは10月の安倍総理大臣のスペイン訪問時に、署名を行い改正が実現した。また、新規航空協定の締結に向け、11月にクロアチアとの間で第1回正式交渉を実施し、チェコとの間では緊密に連携しつつ調整を進めた。

#### 5 EU との間の航空安全協定 (BASA) については、4月に第3回、6月に第4回、9月に第5回、12月に第6回の政府間交渉を実施した。

### 令和元年度目標

#### 1 社会保障協定

- (1) フィンランドとの社会保障協定について実質合意し、令和元年度中の署名と国会提出を目指す。実質合意済のスウェーデンとの協定については、早期に署名を行い、国会提出に向けた準備を進める。
- (2) スロバキア及びイタリアとの協定について早期発効を目指す。オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。

#### 2 租税条約 (協定)

国会に提出したクロアチアとの協定及びスペインとの条約 (改正) の早期発効を目指す。

- 3 PNRについては、EUとの協力について議論を進める。
- 4 航空協定  
ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。また、新規航空協定の締結に向け、クロアチアとは早期妥結を目指し、チェコとは正式交渉の早期開催に向け調整を進める。
- 5 BASAについては、交渉の早期妥結を目指して議論を進める。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州との法的枠組みの構築に関する実績を測ることは、欧州地域との関係を総合的に強化するとの方針の進捗を把握する上で必要であるため。

各国との社会保障協定の早期発効に向けた締結手続の進展、租税条約（協定）の交渉早期妥結、航空協定の付表の修正等の目標の達成は、欧州地域との経済関係等を強化するための基礎となるものである。PNR情報の活用は、テロ対策等の水際措置の強化に資する。EUとの間の航空安全協定は、航空安全に関して双方間で安全性の証明等の相互受入れや技術協力を可能とし、欧州地域との経済関係の強化を促進するものである。

### 測定指標 1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

#### 中期目標（一年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、多様なチャンネルでの関係構築・強化を図る。

#### 29年度目標

##### 1 招へい

(1) 政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ、対日理解を促進させる。

(2) 「MIRAI」プログラム（注）の実施により、欧州等各国から将来有望な学生を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

（注）外務省が推進する対日理解促進交流プログラムの一環として欧州各国から訪日招へいするもの。27年12月が初めての実施となり、被招へい者は訪日中及び訪日後に本プログラムでの経験についてSNS等を通じ対外発信することが期待されている。

##### 2 派遣

日本人有識者の欧州派遣を通じ、派遣国の対日理解を促進するとともに、被派遣者の欧州に対する見識を深める。その際、事前広報に一層力を入れ、より多くの聴衆の参加を得られるよう努める。

##### 3 シンポジウム等の開催

欧州全体への影響力を有する各国の主要シンクタンク等との連携によるシンポジウム・セミナー等の実施を通して、日本の政策・立場を発信し、日欧間の相互理解の基盤を構築するとともに、我が国の対欧州政策推進に資する機会とする。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 招へい

###### (1) 招へい

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計70名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

###### (2) 「MIRAI」プログラム

10月及び12月に欧州各国から計165名の大学生・大学院生を、30年3月に20名の若手社会人を招へいし、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政官との意見交換等を実施した。また、参加者は都内視察のほか、広島や京都において歴史的・文化的施設を訪問し、対日理解促進及び知日派・親日派育成に貢献した。

##### 2 派遣

6名の日本人有識者を講師として、世界的に発信力の高い英仏独を中心とする欧州諸国に派遣した。39回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、日米欧協力、東アジア情勢、アベノミクス等について、日本の政策、取組や貢献、また地域情勢に係る日本の見解等を発信し、欧州での理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、講演会への参加者を確保するために、早めの広報媒体の準備及び広報を行うべく、講師及び講演先に協力を求めてきたこともあり、全体で1,500人以上の聴衆（前年度は同1,400人以上）に直接発信することができた。

### 3 シンポジウム等

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら法の支配に基づく国際秩序などをテーマに 23 件のセミナー等、また日本国内においては、「不確実性」時代における国際秩序と日欧協力をテーマとする日欧有識者によるシンポジウム等を実施した。政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する日本の立場や問題意識に関する発信を行い、基本的価値を共有する日欧が安全保障や法の支配などの観点から協力していくことの重要性について、欧州政策コミュニティの認識を促すことができた。

## 30 年度目標

### 1 招へい

(1) 欧州の有識者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

(2) 「MIRAI」プログラムの実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

### 2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

### 3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序等）に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 招へい

#### (1) 閣僚級招へい等

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計 60 名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」（注：30 年度実施に際し呼称を「MIRAI」プログラムから変更）

欧州各国から計 179 名の大学生・大学院生及び実務者を 5 グループに分けて招へいした。参加者は、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政機関職員との意見交換、都内視察、愛知や静岡でのホームステイ、広島・京都訪問等、様々な形で日本の政治、経済、産業、社会、文化に直接触れる機会を得た。

### 2 派遣

5 名の日本人有識者を、世界的に発信力の高い英仏独を含む欧州諸国に講師として派遣した。24 回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、日欧協力（日 EU・EPA 及び連結性）、東アジア情勢等の時宜を得たテーマについて、日本の政策、取組や貢献、また地域情勢に係る日本の見解等を発信し、欧州での理解を効果的に促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、適切な事前広報の結果、講演会等には全体で約 1,400 名の聴衆を動員することができた。

### 3 セミナー等の開催

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら、法の支配に基づく国際秩序、日欧協力、地球規模的な課題等をテーマに 23 件のセミナー等、また日本国内においては、ASEM 持続可能な連結性／質の高いインフラセミナーを、欧州及びアジアからの参加者 8 名を得て実施した。これらの機会に政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する我が国の立場や問題意識に関する発信を行い、法の支配、安全保障及び自由貿易等の観点から基本的価値を共有する日欧が協力していくことの重要性について、欧州政策コミュニティの認識を促した。

## 令和元年度目標

## 1 招へい

(1) 欧州の有識者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

## 2 派遣

G20 等の令和元年度の日本の主要外交機会も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

## 3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等）に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における影響力を持ち、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する欧州は、国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである。かかる欧州において、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、世界の安定と繁栄に貢献する我が国の取組等について発信し、対日理解を促進し、日本のイメージを向上させ、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性について認識を高めることは、我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。

併せて、対話や人的交流を通して、多様なチャネルでの関係構築、共通認識の醸成と連携も不可欠である。

### 測定指標 1－5 欧州地域との協議、対話等の進展

①政治・安保分野における協議・対話の実施回数 (日本側・欧州側共に政務官レベル以上)	中期目標値	29 年度		30 年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
②セミナー等の開催回数 (日本外務省主催、拠出事業)	—	① 9 ②16	①10 ②24	① 7 ②20	①10 ②24	① 8 ②20

### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州諸国との協議・対話等の数の測定は、欧州諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。

近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルとの連携強化につなげる機会としてこれらの機会を積極的に活用することとし、最近の欧州情勢を受けた積極的な働きかけの機会の増加傾向を踏まえた目標設定とした。

## 達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
① 欧州地域との総合的な関係強化	1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 EU との関係においては、日 EU 定期首脳協議、日 EU 外相協議及び日 EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。				1-1 1-5

( * )	<p>欧州地域との政治的対話を継続・促進し、具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。</p>				
	<p>2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化</p> <p>NATO の関係では、日NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。</p> <p>日欧間で安全保障上の協力を推進することは、自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するために重要である。</p>				1-2 1-5
	<p>3 欧州各国との法的枠組み構築のための協議</p> <p>各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。</p> <p>租税条約、社会保障協定及び航空協定は、日欧間の経済交流及び人的交流を促進する上で、重要である。</p>				1-3
	<p>4 欧州への対外発信を通じた対日理解の促進</p> <p>招へい、有識者の派遣、欧州各国の主要シンクタンク等との協力によるセミナー等の開催を実施する。</p> <p>欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築・強化し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。</p>				1-1 1-2 1-4 1-5
	<p>5 ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進</p> <p>アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEM の各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の間で議論を深めつつ、協力関係を構築する。</p> <p>ASEM の各種会合への建設的関与とASEM の各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。</p>				1-1
	26 (14)	20 (12)	18 (13)	15	030
② 日・OSCE 共催会議関係経費（新規） （令和元年度）	<p>OSCE は、知見や経験の共有を図ることを目的に毎年、アジア・パートナー国との共催会議を開催しており、令和元年度に同会議（OSCE アジア共催会議）を日本で開催する。同会議には、OSCE 事務局のほか、加盟 57 か国、アジア・パートナー国（5 か国）及び地中海パートナー国（6 か国）の計 68 か国代表、EU や国連等の関連機関からの出席が見込まれる。</p> <p>これにより、本会議の場を活用し、日 OSCE の関係強化を図るだけでなく、日本を取り巻くアジアの安全保障環境に関する認識を OSCE 加盟国等と広く共有し、また、日本の政策を発信することにより OSCE 加盟国の日本に対する理解・協力を促進することが可能である。</p>				1-2 1-4
	—	—	—	5	新 31-001

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野 2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

### 施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流，民間交流を維持・促進する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）

## 測定指標 2-1 政府間対話の進展 \*

### 中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱，域内経済格差，ポピュリズムの台頭，移民等の課題に直面する中，政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し，また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため，きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

### 29 年度目標

- 1 英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で，電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し，相手国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。
  - (1) 英国  
安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱交渉において，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。
  - (2) フランス  
5 月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また，安全保障・防衛分野において，引き続きハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。
  - (3) イタリア  
安全保障・防衛分野において，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，G 7 議長国であるイタリアと緊密に連携しつつ，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。
  - (4) その他  
北欧・バルト諸国を始めこれまで政府レベルの対話の実績が少ない国々に対しても，ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに，積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。
- 2 議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し，要人等の招へいを実現するとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに，高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。
- 5 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 協力関係の促進

##### (1) 英国

4 月，安倍総理大臣は英国を訪問し，英国首相公式別荘（通称「チェッカーズ」，メイ首相就任後同公式別荘に招かれる初の外国首脳）でメイ首相との間で日英首脳会談を実施し，国際社会における自由貿易の推進や EU 離脱後の日英経済関係の維持・強化等のために協力を強化していくことで一致した。8 月には公賓としてメイ首相が訪日して安倍総理大臣と首脳会談を実施し，「日英共同ビジョン声明」，「安全保障協力に関する日英共同宣言」，「繁栄協力に関する日英共同宣言」及び「北朝鮮に関する共同声明」を発出し，安全保障，経済パートナーシップ，世界の繁栄・成長を柱に，日英協力を更なる高みに引き上げていくことで一致した。

外相レベルでも，7 月にジョンソン外務・英連邦相が訪日して岸田外務大臣と第 6 回日英外相戦略対話を実施した。12 月には河野外務大臣が英国を訪問して第 3 回日英外務・防衛閣僚会合（「2+

2」)を実施し、共同声明の発出及び外交・安全保障面での中長期的な日英間の取組を記載した行動計画の策定を行うとともに、北朝鮮に対する圧力最大化や、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け緊密に協力していくことで一致した。

そのほか、電話会談を含め首脳・外相レベルの会談を計12回実施し、一連の会談等に際し、日本側からEU離脱交渉において日系企業への悪影響を最小限とするよう透明性・予見可能性への配慮を一貫して要請したのに対し、先方からは、日本企業の声に耳を傾け円滑で秩序立った移行を実現していくとの説明があった。例えば、現地日系企業の声に耳を傾ける機会として、30年2月には、日本側からの要請を踏まえ、メイ首相が現地日系企業を招待しビジネスラウンドテーブルを主催した。

また、5月及び6月には英国におけるテロ事件を受けて安倍総理大臣及び岸田外務大臣からお見舞いの書簡を迅速に発出したほか、8月の北朝鮮によるミサイル発射の際には、前述の「北朝鮮に関する共同声明」を首脳間で発出するなど、北朝鮮問題に対する連携を確認した。

## (2) フランス

5月のマクロン新大統領の就任後、直ちに首脳電話会談を実施して、日仏関係の重要性を改めて確認した。さらに、5月のG7タオルミーナ・サミットの機会にマクロン大統領と初の首脳会談を実施し、ジャポニスム2018や気候変動対策に向けた協力を改めて確認するとともに、演習「ジャンヌ・ダルク」の一環として訪日した仏海軍艦隊との日仏英米による初の共同訓練を歓迎し、安全保障・防衛分野における協力を更に強化していくことで一致した。

外相レベルでも、ル・ドリアン欧州・外務相の就任直後の5月には外相電話会談、9月の国連総会に際しては初の外相会談を実施し、北朝鮮に対する圧力強化や日仏安全保障・防衛協力の重要性について一致した。さらに、30年1月には第4回日仏「2+2」を実施して共同発表を発出し、日仏物品・役務相互提供協定(ACSA)の大枠合意を確認するとともに、仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」の日本寄港に際する共同訓練の実施等の安全保障・防衛協力の具体化や北朝鮮に対する圧力最大化のための緊密な連携、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた緊密な協力等で一致した。

9月には北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を行い北朝鮮問題に対する連携を確認した。

## (3) イタリア

4月、G7ルッカ外相会合の機会に日伊外相会談を実施し、新旧G7議長国として国際社会の諸課題に対し緊密に連携して対応していくことを確認した。5月には、訪日したピノッティ国防相と岸田外務大臣との間で、日伊防衛装備品・技術移転協定に署名した。9月には、北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を実施し、イタリアがG7議長国及び国連安保理北朝鮮制裁委員会議長を務めていることを踏まえ、北朝鮮に対する圧力最大化のため緊密に協力していくことを確認した。

## (4) その他

4月、フェリペ6世スペイン国王王妃両陛下が国賓として訪日した際に、ワーキング・ホリデー制度に関する協定を含む7本の協力文書が署名されたほか、同行して訪日したダスティス外相との間で外相会談が行われた。6月、我が国皇太子殿下が外交関係樹立150周年を迎えたデンマークを訪問し、10月にはフレデリック・デンマーク皇太子同妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日した。皇室・王室による相互訪問を通じて、外交関係樹立150周年の機会に、両国国民間の相互理解が一層深まった。11月、外交関係樹立90周年を記念してアンリ・ルクセンブルク大公同妃両陛下が国賓として訪日した際に、宇宙、フィンテック等の分野における複数の協力文書が署名されたほか、同行して訪日したアセルボーン外相との間で外相会談が実施された。

## 2 議会間、議員間交流

9月、デンマーク自治領フェロー諸島の議員団が訪日して河野外務大臣を表敬し、捕鯨分野や日・フェロー諸島間の経済関係の更なる強化のために協力していくことを確認した。また、10月にはデンマーク議会外交委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し、議員交流を通じた日デンマーク関係の一層の強化を確認した。

## 3 招へい

閣僚級招へいの枠組みで30年1月にはデ・コスペダル・スペイン国防相が、30年2月にはベルグマニス・ラトビア国防相が訪日した。それぞれ河野外務大臣と会談し、安全保障・防衛分野における協力強化を確認するとともに、北朝鮮に対する圧力強化のために緊密に連携していくことで一致した。また、30年3月にはドナー・オランダ国家諮問評議会副議長が訪日し、国際司法裁判所(ICJ)や2025年万博に係る国際選挙支持要請を実施するとともに、北朝鮮に対する圧力強化の必要性を働きかけた。

## 4 合意文書等

英国との関係では、8月のメイ首相訪日時の日英首脳会談では前述のとおり4つの合意文書を発出したほか、12月の第3回日英「2+2」に際しては共同声明及び中長期的な日英間の具体的な取組

を記載した行動計画を策定した。フランスとの間でも、30年1月の第4回日仏「2+2」に際し、共同訓練の実施や防衛装備・技術協力等の日仏間の安全保障・防衛分野における具体的協力に関する共同発表を発出した。

#### 5 未訪問国等

5月、安倍総理大臣が、我が国総理大臣として初めてマルタを訪問し、二国間関係の更なる強化や海洋における法の支配の徹底等のために協力を強化していくことで一致し、マルタがEU議長国を務めていたことも踏まえ、日EU・EPAの早期妥結に向け引き続き緊密に協力していくことを確認した。7月には、G20ハンブルク・サミット出席に際してノルウェーと首脳会談を実施し、北極、捕鯨、女性の活躍、イノベーション等の分野における協力強化を確認したほか、スウェーデン、フィンランド、デンマークを訪問して各国首脳との首脳会談等を実施し、北朝鮮に対する圧力強化の重要性や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化の重要性で一致した。さらに30年1月には我が国総理大臣として初めてエストニア、ラトビア及びリトアニアを訪問し、「日バルト協力対話」の立ち上げや、経済ミッションを伴って訪問したことを受けた経済面における更なる関係強化等についてバルト三国首脳と一致した。

### 30年度目標

1 電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、西欧各国との間で、それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。その際、要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用するとともに、政府ハイレベルの往来の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

#### (1) 英国

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力(自由で開かれたインド太平洋の実現のための日英協力を含む)を推進する。英国のEU離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、将来の日英関係に関する検討を推進する。

#### (2) フランス

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力(自由で開かれたインド太平洋の実現のための日仏協力を含む)を推進する。30年の友好160年の機会を活用し、政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

#### (3) イタリア

30年3月の総選挙後に成立する新政権との関係を早期に構築する。また、安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

#### (4) その他

北欧・バルト諸国を始め、ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

3 サンマリノ等の未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 協力関係の促進

##### (1) 英国

安倍総理大臣とメイ首相は、6月のG7シャルルボワ・サミット(カナダ)及び11月から12月にかけて行われたG20ブエノスアイレス・サミット(アルゼンチン)の際に首脳会談を行った。さらに、31年1月、安倍総理大臣は英国を訪問し、メイ首相と首脳会談を実施し、29年8月のメイ首相訪日後の日英関係の大幅な進展を確認するとともに、今後10年の課題と機会を見据え、日英首脳共同声明を発出した。共同声明では、G20等の場で日英が主導的役割を果たすことで一致するとともに、安全保障分野における更なる協力強化に加え、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、ルールに基づく開かれた自由貿易体制の維持・拡大に向けた協力の強化等を確認した。また、11月に日英首脳電話会談を行った。

また、河野外務大臣は、ジョンソン外務・英連邦相と、5月のG20ブエノスアイレス外相会合の際に外相会談を行った。9月にはハント外務・英連邦相が訪日し、第7回日英外相戦略対話を実施した。また、6月及び8月に日英外相電話会談を行った。

英国のEU離脱については、累次の首脳会談・外相会談等の機会に、日系企業の経済活動等に及ぼす悪影響を最小化するべく、移行期間の設置等を通じて、法的安定性や予見可能性を確保するよう英国に申し入れを行った。特に、31年1月の安倍総理大臣の英国訪問に際する首脳会談においては、安倍総理大臣からメイ首相に対して「合意なき離脱」の回避を強く働きかけるとともに、英国進出企業の法的安定性を確保しようとするメイ首相とEUとの離脱協定案を全面的に支持する旨述べ、離脱協定案の議会承認に向けたメイ首相の強い意志と努力への評価を表明した。

文化面では、6月にジャパンハウス・ロンドンがオープンした。9月のグランドオープニングには、ケンブリッジ公爵殿下の御臨席を賜り、日本からは麻生副総理（日英友好議連会長）が出席し、日英両国において大きな注目を集めた。

## (2) フランス

日仏友好160年を迎え、ハイレベルの要人往来を通じた対話を促進した。特に、9月、友好160年を記念して、皇太子殿下がフランスを公式に御訪問され、「ジャポニスム2018」視察を含む幅広い行事に参加されることで、両国民の間で幅広い分野において交流が促進された。

5月、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムの際、安倍総理大臣がマクロン大統領と首脳会談を実施。また、10月には安倍総理大臣が訪仏し、「ジャポニスム2018」を視察するとともに、首脳会談を実施し、31年にそれぞれG20/G7の議長国となる日仏両国間の緊密な連携を確認した。

7月、「ジャポニスム2018」開会式及び革命記念式典パレードには、西日本豪雨災害への対応を優先して訪仏を急遽中止した安倍総理大臣の名代として河野外務大臣が出席し、この機会に日仏外相会談を実施したほか、パルリ軍事相との間で日仏ACSA署名を行うなど、安全保障面での協力も進んだ。31年1月、河野外務大臣は、岩屋防衛大臣と共に、フランス北西部ブレストで第5回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、共同声明を発出するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向け、具体的な協力を推進していくことで一致した。具体的には、インド洋における空母「シャルル・ド・ゴール」と海上自衛隊との間の共同訓練実施で一致するとともに、海洋分野での協力を具体化するべく、日仏包括的海洋対話を立ち上げることを決定した。また、フランス側からは、北朝鮮船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動への貢献の意思が表明された。

## (3) イタリア

6月のG7シャルルボワ・サミットの際に、安倍総理大臣は、就任後間もないコンテ首相と日伊首脳会談を実施し、地域情勢やグローバルな課題への対応につき意見交換を行うとともに、日伊関係の重要性を改めて確認した。両首脳は、10月のASEM首脳会合の際にも首脳会談を行い、防衛装備品・技術移転協定の早期発効も通じ、海洋安全保障分野を含め、安全保障・防衛分野における協力を強化していくことで一致した。

また、河野外務大臣とモアヴェロ＝ミラネージ外務・国際協力相は、9月の国連総会の際に日伊外相会談を行い、G7の一員であり基本的価値を共有する両国が緊密に連携していくことを確認した。さらに、11月には、河野外務大臣は、地中海地域がスエズ運河を介して海上輸送を中心にインド太平洋地域と密接に結びついていることを踏まえ、我が国外務大臣として初めて地中海対話に出席するためイタリアを訪問した際に、議長国であるイタリアの外相との間で外相会談も行った。

## (4) その他

4月、カール16世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日した際に、安倍総理大臣夫妻と懇談し、両国関係を一層強化することで一致した。5月には、ソーライデ・ノルウェー外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を行い、両国の共通課題である自由な貿易・投資の促進、捕鯨、北極分野での協力等を進めていくことで一致した。同月、トールダルソン・アイスランド外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を実施した。

8月、ムスカット・マルタ首相が現職首相として28年ぶりに訪日し、安倍総理大臣と首脳会談を実施した。両首脳は、海洋国家である両国が海洋における法の支配や北朝鮮問題を始めとする幅広い分野で緊密に連携していくことを確認した。11月の地中海対話（ローマ）に際しては、河野外務大臣がアベラ・マルタ外務・貿易振興相と外相会談を実施した。

10月、レンデルス・ベルギー副首相兼外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を実施した。両外相は、31年からベルギーが安保理非常任理事国に就任することを踏まえ、地域情勢を含め一層緊密に協力することを確認した。同月、スクバルネリス・リトアニア首相が訪日し、安倍総理大臣と日リトアニア首脳会談を実施した。両首脳は、両国の協力関係が様々な分野で進展していることを確認した。同月、安倍総理大臣がスペインを訪問し、フェリペ6世国王陛下に謁見するとともに、サンチェス・スペイン首相と首脳会談を実施。両首脳は共同声明を発出し、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致した。同月、河野外務大臣は、デンマークを訪問し、サムエルセン・デンマーク外相と外相会談を実施し、戦略的パートナーシップに基づく具体的な協力進展を確認した。

た。

11月、河野外務大臣は就任後初めてバチカンを訪れ、パロリン・バチカン国務長官を表敬したほか、ギャラガー・バチカン外務長官と外相会談を実施し、平和の探求、開発、人権及び環境保護等の国際課題に向けた協力の強化を確認するとともに、令和元年の訪日の意向を表明した法王フランシスコの訪日実現に向けた協議を行った。

31年1月には、安倍総理大臣がオランダを訪れ、ルッテ首相との間で首脳会談を実施し、G20大阪サミットに向けた緊密な協力等を確認した。

さらに、31年2月のミュンヘン安全保障会議に際し、河野外務大臣はボレル・スペイン外相、リンカービッチ・ラトビア外相及びリンケビチュウス・リトアニア外相との間で、それぞれ外相会談を実施した。

## 2 議員間交流等

8月、ノルウェー議会外交・防衛委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し、両国が直面する諸課題や幅広い分野における協力に関し、意見交換を行った。

12月、関係議員と緊密に連携しながら日マルタ友好議連の発足を後押しした。

## 3 未訪問国等

30年4月、中根外務副大臣は外務省の政務レベルとして、確認できる限り史上初めてサンマリノを訪れ、ニコラ・レンツィ外務・政務・司法長官と意見交換を行った。10月には、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めてアイスランドを訪れ、外相会談を実施した。

## 令和元年度目標

1 電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、西欧各国との間で、それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、西欧各国との具体的な協力を進める。その際、要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用しつつ、G20関係会合、即位の礼等に際する各国代表団の受入れにあたりとともに、政府ハイレベルの往来の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

### (1) 英国

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日英協力を含む）を推進する。英国のEU離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、EU離脱も踏まえ、インド太平洋地域への関与を強めてきている英国との間で将来の協力強化に向けた取組を推進する。

### (2) フランス

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、G20/G7の議長国として積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日仏協力を含む）を推進する。30年の友好160年のモメンタムをいかし、政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

### (3) イタリア

30年6月に成立した「五つ星運動」及び「同盟」の連立政権と引き続き関係構築及び強化に努め、特に、安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

### (4) その他

北欧・バルト諸国を始め、ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

3 欧州各国との首脳間共同声明等の新規作成・改訂に向けた検討を進める。

## 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。

また、西欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。

## 中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱，域内経済格差，ポピュリズムの台頭，移民等の課題に直面する中，政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し，また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため，更なる政策調整・協力を進展させる。

## 29年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

### 1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。また，EU 離脱交渉において，日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。

### 2 フランス

5月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また，首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

### 3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級において，政治，安全保障，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

### 4 その他

北欧・バルト諸国を始めとする政府レベルでの対話の実績が少ない国々に対しても，首脳・外相レベルの緊密な連携構築を図り，事務レベルでも政治，安全保障，経済，文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 英国

政務局長協議，外務・防衛当局協議（PM 協議），テロ対策協議等を実施し，ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。特に，日英 ACSA が8月に発効したほか，6月にはアンゴラにおける地雷除去に関する日英連携が実現し，30年2月にはブルネイにおいて日英共催 ASEAN 諸国向けサイバー・ワークショップを開催するなど，第三国における安全保障・防衛分野における日英連携が更に進展した。また，様々な機会を捉え，英国の EU 離脱に関して我が国の考え方を英国及び EU 各国に伝達するとともに，11月に第1回日英貿易・投資作業部会を開催し，英国の EU 離脱交渉の現状について英側から説明を受けるとともに，今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。

### 2 フランス

政務局長協議，PM 協議，政策企画協議，原子力エネルギーに関する合同委員会等を開催し，5月に発足したマクロン新政権との関係構築が順調に進んだ。4月から5月にかけて演習「ジャンヌ・ダルク」の一環で訪日した仏海軍艦隊との間で初となる日仏英米による共同訓練を実施したほか，30年1月には日仏 ACSA に大枠合意し，30年2月には仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」との共同訓練を実施する等，安全保障・防衛分野における協力を前進させた。

### 3 イタリア

政務局長協議，アフリカ協議等を実施し，国際社会の諸課題に対処するための連携を確認するとともに，5月には，日伊防衛装備品・技術移転協定の署名を実現した。また，日伊次官級協議の立ち上げに向け，イタリア側との調整を進展させた。

### 4 その他

30年2月，戦略的実務者招へいの枠組みでサクス・エストニア外務次官が訪日し，河野外務大臣への表敬や秋葉外務事務次官との協議等を通じ，「日バルト協力対話」の実施等に向け同年1月の安倍総理大臣による同国訪問のフォローアップを実施した。また，日スペイン次官級協議や，ラトビア，ベルギー，オランダ，スウェーデン及びアイルランドとの政務協議を実施し，首脳・外相レベルの合意事項のフォローアップを実施した。

## 30年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

### 1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議等において，安全保障分野を始めと

する両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。英国の EU 離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、将来の日英関係に関する検討を推進する。

## 2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

## 3 イタリア

新政権との関係を早期に構築する。また、首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

## 4 その他

北欧・バルト諸国を始めとして、首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。また、「日バルト協力対話」を立ち上げ、共通の関心を有する分野において日・バルト三国間の協力を推進する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 英国

外務・防衛当局協議（PM 協議）（31 年 2 月）、日英開発政策対話（31 年 2 月）、日英貿易投資作業部会（5 月）、等を実施し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。

特に、安全保障・防衛分野では、4 月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が、8 月に英海軍揚陸艦「アルビオン」が日本に寄港し、それぞれ海上自衛隊との共同訓練（関東南方海域）を実施した。9 月にはインド洋において英海軍フリゲート艦「アーガイル」と海上自衛隊の共同訓練が実施された。また、5 月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に従事した際には、日英間で情報交換等の協力が実施された。さらに、10 月には米国以外とは初となる日本国内での陸上自衛隊と英陸軍との共同訓練が日英間で実施されたほか、12 月には日英米共同訓練（本州南方海空域）が実施されるなど、アジア及び欧州において、互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである日英の安全保障・防衛協力が進展した。

英国の EU 離脱については、日英貿易投資作業部会を含む様々な機会を捉え、我が国の考え方や日系企業の声を英国及び EU 各国に伝達し、英国の EU 離脱交渉の現状や「合意なき離脱」への備えについて英側から情報収集するとともに、今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。また、国内においては、官邸に設置された英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース等を通じ、日系企業に対し、在外公館を通じて情報提供を行うとともに、「合意なき離脱」の場合も含めた英国の EU 離脱への備えを促した。

#### 2 フランス

25 年に首脳間で一致した「特別なパートナーシップ」の下、日仏サイバー協議（6 月）、日仏 PM 協議（12 月）、日仏太平洋政策対話（31 年 3 月）等を開催し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進んだ。特に、7 月には河野外務大臣とパリリ軍事相との間での日仏 ACSA の署名を実現した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実施のための日仏協力の具体的な連携として、12 月、海洋に関する幅広いテーマを包括する形で、東京で日仏海洋セミナーを開催し、その後、政府間の包括的海洋対話の立ち上げを決定した。

#### 3 イタリア

5 月、日伊双方の中東、アフリカ、中南米等の地域を担当する局部長級協議を実施し、6 月の伊新政権発足後も引き続き意見交換していくことを確認。10 月、日伊次官協議の立ち上げを決定した。

31 年 2 月、第 5 回日伊政策協議を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」、中露や地中海情勢について、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

#### 4 その他

30 年 1 月の安倍総理大臣のバルト三国訪問に際し立ち上げを決定した「日バルト協力対話」について、9 月に第 1 回会合を開催した。日本からは岡本外務大臣政務官、バルト三国からは外務副大臣・次官級が出席し、共同発表を発出するとともに、日本とバルト三国の今後の協力の方向性や地域情勢について有意義な意見交換を行った。また、その際に、岡本外務大臣政務官は、ゲルマナス・リトアニア外務副大臣、ペルシュ・ラトビア外務次官及びサクス・エストニア外務次官との間でそれぞれ会談を行った。

7 月、これまで毎年実施されているスペインとの次官級政務協議を実施。また、5 月に、デンマーク及びフィンランド、9 月にアイスランド及びノルウェーにおいて、政務協議を実施し、二国間関係から地域情勢まで幅広く議論を行った。

## 令和元年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

### 1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。英国のEU離脱については、関連動向を把握しつつ、日系企業への悪影響を最小限とするように働きかけを推進するとともに、政治・経済・安全保障等の分野において、EU離脱後の英国との二国間関係の強化を推進する。29年のメイ首相訪日時に両首脳間で設置に一致した「日英文化年間」の実施を通じて、文化交流を推進する。

### 2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話の実施及び日仏包括的宇宙対話の開催等、日仏間の「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

### 3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

### 4 その他

北欧バルト諸国を始めとして、首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

## 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い、将来的なハイレベル間の対話の機会に結びつける上で効果的であるため。

## 測定指標 2-3 民間の人的・知的交流の進展

### 中期目標（一年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

### 29年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日スペイン・シンポジウム
- 3 NB8 + 日本セミナー
- 4 日デンマーク外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 日英 21 世紀委員会

9月に第34回合同会議を開催し、英国EU離脱の現状、将来の日英間の経済関係、日英安全保障・防衛協力、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等について、日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い、それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され、メイ英国首相及び安倍総理大臣に手交された。

#### 2 日スペイン・シンポジウム

10月、「第4次産業革命とグローバル化」とのテーマの下、両国政府・民間企業関係者等が出席して、イノベーションやグローバル化等について活発な議論が行われ、政治・経済・科学技術分野等の取組に関する提言書が発表された。

#### 3 NB8 + 日本セミナー

これまで過去9回にわたり、日バルトセミナーとしてバルト三国のみを対象に実施してきたが、29年度から、NB8 + 日本等の枠組みでバルト三国及び我が国と密接な関係を有する北欧諸国も含む形で、北欧バルトセミナーとして実施した。30年1月、北欧・バルト8か国のうち6か国から政府関係者・有識者等の参加を得て、「北欧・バルト諸国を取り巻く安全保障環境」とのテーマの下、活発

な意見交換が行われた。

#### 4 日デンマーク外交関係樹立 150 周年

6月の我が国皇太子殿下のデンマーク御訪問、7月の安倍総理大臣夫妻のデンマーク訪問、10月のフレデリック皇太子同妃両殿下の御訪日（公式実務訪問賓客）等、ハイレベルの要人往来が実現したことに加え、租税条約の署名や記念切手の発効等の様々な取組もあって、日デンマーク外交関係樹立 150 周年を契機として、様々なレベルにおいて日デンマーク間の友好関係が大きく増進された。

#### 30 年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日スペイン・シンポジウム
- 3 日仏友好 160 年、日スペイン外交関係樹立 150 周年及び日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 日英 21 世紀委員会

8月から9月にかけて、第 35 回合同会議を鎌倉において開催し、日英両国の政治・経済の現状、英国の EU 離脱後の金融サービス分野における日英協力、新しい国際貿易体制における日英の役割、国際秩序変動の時代の日英安全保障問題の課題、グローバル・ヘルスの将来と協力等について、日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い、それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され、両国座長からそれぞれ安倍総理大臣及びメイ首相に対して提出された。

##### 2 日スペイン・シンポジウム

11 月、「日本スペイン外交関係樹立 150 周年のその先へ」とのテーマの下、「日本とスペイン：自由貿易の促進に向けて」、「イノベーション、研究と企業家精神、繁栄の秘訣」及び「両国のソフトパワーの影響と訴求力」について両国の専門家間で議論が行われ、政治・経済・文化等につきまとめた最終報告書が発出された。

##### 3 各周年行事

日仏友好 160 周年に際し、7月から 31 年 2 月にかけて、大型日本文化紹介事業「ジャポニスム 2018」が開催された。300 を超える特別・参加企画が行われ、ポップカルチャーや食文化等の分野で多様な市民交流が行われた。

日本とスペインの外交関係樹立 150 周年の機会には、両国で 600 以上の記念行事が実施され、政府だけでなく民間レベルでの相互理解も深まった。

日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を記念して、4 月、カール 16 世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日し、天皇皇后両陛下主催の御夕食が行われた。また、安倍総理大臣夫妻との懇談において、両国間の人的交流・経済交流の更なる発展を期待するとともに、二国間関係を一層強化していくことで一致した。また、国王王妃両陛下による様々な周年祝賀行事への出席を通じて、両国国民の間の相互理解が促進された。

#### 令和元年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日スペイン・シンポジウム
- 3 日フィンランド外交関係樹立 100 周年

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、シンポジウム、セミナー、周年事業等は多くの民間人が参加する事業であり、民間の人的・知的交流の推進に役立つため。

#### 測定指標 2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣・外	中期目標値	29 年度		30 年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等 ①往訪数 ②来訪数	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	①20 ②13	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	① 24 ② 9	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
西欧諸国との要人往来数の測定は、西欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。その際、定量的な往来数に加えて、その成果等の定性的な観点からも加味して評価を行うことが適切。						

### 達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 西欧諸国との二国間協力推進経費 (昭和元年度以前)	1 西欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府ハイレベル間の対話を継続・促進する。 これにより、政治・経済を始めとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の強化に寄与する。				2-1
	2 二国間及び共通の諸課題に関する政策調整・協力の推進 事務レベルの緊密な政策協調・協力を推進する。 これにより、二国間関係の強化や国際社会の共通の諸課題への対処に際する協力の継続・推進に寄与する。				2-2
	3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進 周年事業やシンポジウム・セミナー等を支援・活用する。 こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国との重層的な関係の維持・強化に寄与する。				2-3
	24 (25)	28 (22)	29 (28)	30	031

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

### 個別分野 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

#### 施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

#### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・ 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）

### 測定指標 3-1 政府間対話の進展 \*

#### 中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

#### 29 年度目標

- 1 英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で、関係国との間の多岐にわたる協力関係を深化させ、国際社会の共通の課題に連携して取り組むため、政府ハイレベル間の頻繁な会談を引き続き実施する。また、新たに発生した重要案件等について協議するため電話会談も必要に応じて引き続き実施する。

特に以下を実施する。

#### (1) ドイツ

欧州の主要リーダー国であるドイツと引き続き緊密に連携し、東アジア情勢等の地域情勢や国連安保理改革等の国際社会の課題に対処するため、積極的な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

#### (2) ウクライナ

29 年は、日・ウクライナ外交関係樹立 25 周年であり、政府ハイレベル間の交流、議会交流、文化交流等を通じて、両国関係のさらなる深化を目指す。また、ウクライナ情勢の改善に向け、関係国に対する働きかけを継続するとともに、ウクライナの改革努力を支援していく。

#### (3) 西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

#### (4) V4（ヴィシエグラード4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

基本的価値観を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーである V4 諸国との協力関係の拡大を目指すべく、二国間及び V4 + 日本 の枠組みでの政府ハイレベル間対話の促進を図る。チェコは 21 年以来実現していない首脳往来を実現し、政治、経済、国際社会における関係のさらなる深化を目指す。また、7 月より V4 議長国を務めているハンガリーに対し、V4 + 日本 の枠組みで「法の支配」を始めとする基本的価値を共有するパートナーとしての強いメッセージを対外的に発信することを働きかける。

#### (5) その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ及びモルドバ）

普遍的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け、政府間対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、一層積極的に取り組む。

- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等を招へいするとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを適切に行う。
- 4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、両国関係に係る文書等を作成するとともに、様々なレベルにおけるこれら協力の一層の推進について一致することを目指す。
- 5 政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

## 施策の進捗状況・実績

- 1 要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。
  - (1) ドイツについては、3度の日独首脳会談（9月、30年2月及び3月。電話会談を含む。）及び3度の外相会談（4月及び9月（2回）。電話会談を含む。）等のハイレベル会談が数多く実現した。9月の外相電話会談では、北朝鮮が地域及び国際社会に対する差し迫った脅威であるとの共通認識を確認し、北朝鮮に対して最大限の圧力をかけるべく、緊密に連携していくことで一致した。

30年2月、シュタインマイヤー大統領が大統領就任後初訪日し、安倍総理大臣との間で首脳会談を実施した。同会談では、基本的価値を共有する欧州の結束を維持していくことの重要性及びそのための日独連携を確認し、北朝鮮に関し、あらゆる手段により圧力を最大限まで高め、政策を変更させる必要性につき一致した。また、両首脳は、ベートーベンの交響曲九番（「第九」）の日本初演100周年である30年を「DAIKU2018」と名付け、日独交流を一層深める契機とすることで一致した。
  - (2) ウクライナについては、外交関係樹立25周年に当たる29年を「ウクライナにおける日本年」と位置づけ、現地大使館が中心となって60以上の文化行事をウクライナ各地で実施した。日本関連行事の開会式には中根外務副大臣がポロシェンコ大統領と共に出席したほか、フロイスマン首相、クリムキン外相をそれぞれ表敬の上、外交関係樹立25周年を迎えた二国間関係の強化や北朝鮮情勢等国際的課題について意見交換を行うとともに、30年1月1日からのウクライナの一般旅券保持者に対する査証緩和措置導入を伝達した。9月には外相電話会談、12月には国連安保理会合の際に外相会談を実施し、北朝鮮問題をめぐる協力等について意見交換を行った。
  - (3) 西バルカン諸国との間では、7月に岸外務副大臣がアルバニア及びクロアチアを、9月に中根外務副大臣がセルビア及び北マケドニアを訪問し、各国との間で経済関係を始めとする様々な分野において関係を発展させていくことを確認し、日本大使館開館記念式典（アルバニア及び北マケドニア）等にも参加した。9月の国連総会の際には、安倍総理大臣とプレンコビッチ・クロアチア首相との間で首脳会談を実施し、二国間関係のほか、国際社会や日EU関係における協力について意見交換を行った。10月にはツルナダク・ボスニア・ヘルツェゴビナ外相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。30年1月には、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、プッチ大統領と首脳会談を行い、安倍総理大臣の提唱する西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を進めていくことで一致した。30年2月のミュンヘン安全保障会議の際には、河野外務大臣がブシャティ・アルバニア外相及びディミトロフ・北マケドニア外相と会談し、西バルカン地域との協力等につき意見交換を行った。また30年2月に堀井学外務大臣政務官がコソボを訪問し、コソボ独立10周年記念式典に参加したほか、コソボ要人との間で二国間関係発展の重要性等につき一致した。30年3月には、パツォーリ・コソボ第一副首相兼外相が訪日し、河野外務大臣との間で、令和元年の外交関係樹立10周年に向けた協力等につき意見交換を行った。
  - (4) V4諸国との間では、29年が日・ポーランド国交回復60周年に当たることもあり、年度を通してポーランドとの往来が活発に行われた。5月、ヴァシチコフスキ・ポーランド外相が訪日し、岸田外務大臣との間で外相会談を実施した。また30年1月にはジェジチャク外務副大臣が訪日し、中根外務副大臣と会談を行い、上記行動計画の着実な履行に向けた協力を確認した。チェコからは、6月にソボトカ首相が実務訪問賓客として訪日し、安倍総理大臣との間で首脳会談を実施し、二国間関係や国際社会における協力につき意見交換を行った。スロバキアについては、5月にコルチョク・スロバキア外務・欧州問題副大臣が訪日し、滝沢外務大臣政務官と会談を行い、二国間の経済分野における進捗状況を評価し、日本からスロバキアへの研究・開発分野等における投資拡大等につき意見交換を行った。7月にはライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が次期国連総会議長として訪日し、安倍総理大臣との間で会談を行い、北朝鮮問題に関する日本の立場につき、理解と支援を求めた。12月には、OSCE 外相理事会の機会に中根外務副大臣がパリーゼク・スロバキア外務・欧州問題副大臣と会談を行うとともにスロバキアを訪問し、フェレンツ・スロバキア経済副大臣らと会談を行った。その際、32年の交流100周年に向けた二国間関係の強化、スロバキアにおける投資環境整備の推進等につき意見交換を行った。ハンガリーとの間では、11月のASEM 外相会合の際に、中根外務副大臣とシーヤールト外務貿易相との会談が行われ、令和元年の外交関係開設150周年や人的交流の拡大に向けた協力につき一致した。
  - (5) 5月に岸田外務大臣がオーストリアを訪問し、令和元年の外交関係樹立150周年に向けた二国間関係の強化等につき、クルツ・オーストリア欧州・統合・外務相と会談を行った。スロベニアとは、10月に外交関係樹立25周年を迎え、両首脳・外相間で祝賀メッセージを交換した。11月にはASEM 外相会合の機会に中根外務副大臣とロガル・スロベニア外務副大臣との会談が行われ、良好な二国間

関係の更なる強化等を確認した。7月には、岸外務副大臣がルーマニアを訪問し、ヨハニス大統領を始めとするルーマニア要人との間で二国間関係の更なる促進や、国際社会における緊密な連携につき確認した。30年1月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めて、ブルガリア（30年前半のEU議長国）及びルーマニアを訪問した。首脳会談においては、それぞれ二国間関係、日EU関係のほか、北朝鮮問題を含めたアジア太平洋の厳しい安全保障環境について認識を共有した。ギリシャについては、30年1月のバンクーバーにおける北朝鮮に関する関係国外相会合の機会に、河野外務大臣とコジラス・ギリシャ外相との間で外相会談を実施し、令和元年の日ギリシャ修好120周年や32年の東京五輪に向けて二国間関係強化の機運を高めていくことで一致した。また、中東・北アフリカ有事の際の退避地となり得るキプロスについては、現地体制の強化を図るべく、30年1月に在キプロス日本大使館を開設した。

- 2 議会間・議員間でも、以下のとおり活発な議員交流が行われ、外務省はその円滑な実施を支援した。  
7月にイェメツ・ウクライナ最高会議対日友好議連会長一行が訪日し、日本側友好議連との間で意見交換を行った。また、7月、衆議院外務委員会一行がスロバキア、クロアチア及びギリシャを訪問、郡司参議院副議長がポーランドを訪問した。8月には参議院日本ブルガリア友好議員連盟会長一行がブルガリアを、12月には参議院議長一行がギリシャを訪問するなど、数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。
- 3 閣僚級招へいでは、10月にステバノビッチ・セルビア外務次官、30年2月にドンチェフ・ブルガリア副首相が訪日した。前者は中根外務副大臣と、後者は河野外務大臣とそれぞれ二国間関係や西バルカン地域情勢につき意見を交わし、国際社会における協力を確認した。ドンチェフ・ブルガリア副首相は、世耕経済産業大臣、松山内閣府特命担当大臣、野上官房副長官等との意見交換を行った。ドイツからは、イッシンガー・ミュンヘン安全保障会議議長を招へいし、外務省関係者等との意見交換のほか、後者は外務大臣表敬を行った。
- 4 5月のヴァシチコフスキ・ポーランド外相訪日時に、①政治・安全保障協力、②経済・科学・技術協力、③文化・人的交流の促進、④多国間協力を柱とした「日・ポーランド戦略的パートナーシップ関係に関する行動計画」が、6月のソボトカ・チェコ首相訪日時には日・チェコ両首脳立ち会いの下、両国間のワーキング・ホリデー協定が、それぞれ署名された。
- 5 30年1月、日本の総理大臣として初めて、安倍総理大臣がブルガリア、ルーマニア及びセルビアを訪問し、各国との間で二国間関係の強化を確認したほか、西バルカン地域における支援を表明した。

### 30年度目標

- 1 欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中で、中・東欧諸国との間で多岐にわたる協力関係を深化させ、国際社会の共通の課題に連携して取り組むため、政府ハイレベル間の対話・会談を引き続き実施する。そうした機会を捉え、両国関係に係る文書等を作成するとともに、様々な分野における協力の一層の推進について一致することを目指す。必要に応じて、投資環境の整備・改善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。特に以下を実施する。
  - (1) ドイツ  
欧州で一層存在感を高めるドイツと、二国間関係の強化に止まらず、東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため、頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。
  - (2) ウクライナ  
政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。
  - (3) 西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）  
西バルカン地域の安定は、欧州ひいては国際社会の平和と繁栄にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。
  - (4) V4（ヴィシエグラード4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）  
基本的価値を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及びV4+日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。
  - (5) その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、クロアチア、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）  
基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、政府ハイレベル間の対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行

- われていない国との対話については、優先的に取り組む。
- 2 議会間、議員間の活発な交流を継続支援する。
  - 3 ハイレベルの政府要人等を招へいするとともに、訪日後のフォローアップを適切に行う。
  - 4 政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

##### (1) ドイツ

2度の日独首脳会談（10月、31年2月）及び3度の外相会談（7月、9月及び31年2月）等のハイレベルでの会談を実施した。

9月の河野外務大臣訪独では、外相会談を行ったほか、メルケル首相表敬に加えて与党 CDU/CSU 院内会派会に日本の外務大臣として初めて出席し、東アジア情勢や国際経済システムが直面する課題等について日本の立場を説明し、戦後の自由で開かれた国際秩序の下で平和国家として発展してきた日独が、ルールに基づく国際秩序の維持・強化のために一層緊密に協力していくことが重要である旨述べた。また、31年2月の日独首脳会談では、安保・防衛分野を中心とした日独協力の地平の拡大を確認するとともに、自動運転やAIといった先端技術分野での協力強化で一致した。

##### (2) ウクライナ

4月、クリムキン・ウクライナ外相を交えたG7外相アウトリーチ会合が開催され、河野外務大臣は、ウクライナの改革支援を含め、ウクライナ問題の解決に向けた議論を行った。6月末にはコペンハーゲンでフロイスマン首相が主催する「ウクライナの改革に関する国際会議」が開催され、堀井学外務大臣政務官が日本政府を代表して出席の上、ウクライナの改革努力を支援する旨のスピーチを行った。

##### (3) 西バルカン

5月にブシャティ・アルバニア外相が訪日し、河野外務大臣との間で経済や文化などの分野での交流の促進等につき意見交換を行った。10月には、山田外務大臣政務官がセルビア及びクロアチアを訪問した。セルビアでは、日本セルビア・ビジネスフォーラムに参加、クロアチアでは、日クロアチア租税協定に署名し、両国それぞれとの間で経済分野の交流を活性化させていくことにつき一致した。11月にはダルマノビッチ・モンテネグロ外相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、政府間対話の活性化に向け、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。また、31年2月には、阿部外務副大臣がコソボを訪問し、日コソボ外交関係樹立10周年記念式典に参加したほか、コソボ要人との間で経済や文化面を始め幅広い分野での交流活性化に向け関係を強化していくことを確認した。

##### (4) V4（ヴィシエグラード4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

7月に河野外務大臣の日本の外務大臣として11年ぶりのポーランド訪問が実現し、戦略的パートナーシップに向けた行動計画の進捗状況につき確認した。また、この機会にコシノジュンコ氏監修による国交樹立100周年の記念ロゴマークを両外相の立ち会いの下、発表した。31年2月には、菌浦総理大臣補佐官がワルシャワで行われた中東に関する国際会議に出席した際、国家安全保障局長官と会談を行い、二国間関係及び国際情勢につき意見交換を行った。

チェコからは、4月にスターシェク外務次官、6月にトラバ外務副大臣が訪日し、それぞれ中根外務副大臣と会談を行い、32年に控える日チェコ交流100周年に向けた二国間関係の促進や国際社会における協力につき活発な意見交換が行われた。また、11月からワーキング・ホリデー制度が運用開始となった。

スロバキアとは、12月のOSCE外相理事会の機会を捉え、阿部外務副大臣とバリーゼク外務・欧州問題副大臣との間で意見交換が行われた。また、31年2月のミュンヘン安全保障会議の機会を捉え、ライチャーク外務・欧州問題担当相と河野外務大臣との間で外相会談が行われ、二国間関係及び国際社会における協力につき意見交換が行われた。31年3月には、ジガ経済相が来日し、磯崎経済産業副大臣及び経団連幹部と会談し、日EU・EPA発効後の二国間経済関係に関して意見交換を行った。

ハンガリーについては、7月、林文部科学大臣が訪問し、ヒッレル国会副議長やシュミット国際オリンピック委員とスポーツ交流等につき意見交換が行われた。また、10月には松井大阪府知事が訪問し、シーヤールト外務貿易相、グヤーシュ首相府長官ら政府要人を表敬し、意見交換を行った。

V4との対話については、10月のASEM首脳会合の機会を捉え、5年ぶりとなる第2回「V4+日本」首脳会合が開催され、V4首脳と安倍総理大臣との間で幅広い分野での議論が行われた。

##### (5) その他

7月には、中根外務副大臣がキプロス及びギリシャを訪問した。キプロスにおいては、日本大使館開館記念式典に参加したほか、先方外相との間で邦人待避に関する協力覚書に署名した。ギリシャにおいては、先方外務副大臣との間で令和元年の日希修好120周年等に向け二国間関係強化の機運を高めていくことを確認した。また、河野外務大臣は、9月の国連総会の際にビルチャル・ルーマニア副首相及びザハリエヴァ・ブルガリア外相との間で、12月のドーハフォーラムの際にメレシュカーヌ・ルーマニア外相との間で、31年3月の第5回国際女性会議(WAW)の際に訪日したペイチノビッチ＝ブリッチ・クロアチア副首相兼外相との間で、それぞれ、二国間関係のほか、国際社会や日EU関係における協力について意見交換を行った。

スロベニアとは、31年2月に、ミュンヘン安全保障会議の際に11年ぶりの外相会談を実施し、二国間関係、西バルカン地域における協力、国際情勢等について議論を行った。

7月にはウリアノブスキ・モルドバ外務・欧州統合相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。

- 2 7月には日・アルバニア友好議連一行がアルバニアを訪問した。11月には、カラヤンチェヴァ・ブルガリア国民議会議長が、31年3月にはヴェセリ・コソボ議会議長が訪日し、それぞれ伊達参議院議長、大島衆議院議長との間で意見交換を行った。

チェコについては、5月のヴォンドラーチェク下院議長及び下院国防委員会一行、また10月には上院の農業・交通・教育委員会一行が訪日した。7月には衆議院外務委員会がスイス、オーストリアとともにポーランドを訪問した。

特にポーランドについては、国交樹立100年を迎えた31年1月に、額賀日本ポーランド友好議員連盟会長一行がポーランドを訪問し、政府及び議会関係者と意見交換を行い、国交樹立100周年のオープングレセプションに出席した。

- 3 政府要人の招へいではないが、30年10月から11月にかけて、ソーシャルメディア発信者招へいの枠組みで、ウクライナの著名ジャーナリスト・ブロガーであるボチカラ記者を招へいし、拉致問題、核・ミサイル問題を含む、日本から見た北朝鮮の事情を中心に取材をアレンジした。日本滞在中及びウクライナ帰国後、同人は自身のブログ等で訪日取材について発信し、東アジアから地理的に離れているウクライナにおいても北朝鮮に関する日本の立場等、日本に対する理解を深める契機となった。

30年1月に安倍総理大臣から発表した「西バルカン協力イニシアティブ」の下、戦略的実務者招へいで、12月に、西バルカン諸国(アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ)の商工会議所関係者が訪日し、山田外務大臣政務官と意見交換を行うとともに、西バルカンビジネスセミナーを開催し、日本と西バルカン諸国との経済関係強化を図ったほか、アルバニアからヴェリアイ・ティラナ市長が訪日し、河野外務大臣との意見交換等を行い、二国間の協力関係を更に発展させていくことを確認した。

- 4 上述のとおり7月に中根外務副大臣がキプロスを、31年2月に阿部外務副大臣がコソボを、日本の外務副大臣として初めて訪問した。  
また、上記1(5)の日スロベニア外相会談は11年ぶりに実現したものである。

#### 令和元年度目標

中・東欧諸国との間で以下の取組を進める。

- 1 ドイツ  
欧州で一層存在感を高めるドイツと、二国間関係の強化に止まらず、東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。
- 2 ウクライナ  
大統領選挙(31年3月31日、4月21日)、議会選挙(10月)があり、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベルの交流等を通じて、両国関係のさらなる深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。
- 3 西バルカン諸国(アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ)  
西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組みを支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。
- 4 V4(ヴィシェグラード4)諸国(チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド)  
共通の課題に取り組むパートナーであるV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及びV4+日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。特に令和元年は日・ポーランド国交樹立100周年、日・ハンガリ

一外交関係開設 50 周年、32 年は日・チェコ、日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を迎えることから、幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間関係の強化や国際社会における協力の推進のためには、特に政府ハイレベルや議員間の対話を通じて、相互理解や信頼関係を深化させつつ、協力・連携を確認する機会を多く設けることが効果的であるため。

より適切に各国との取組に関する進捗状況や、訪問成果を評価に反映させることを狙いとして、昨年度までカテゴリー別としていた要人訪問の項目を、国別・国郡別で整理することとした。

### 測定指標 3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 \*

#### 中期目標（一年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

#### 29 年度目標

更なる政策調整・協力を進めるため、次官級・局長級協議を積極的に実施する。

##### 1 ドイツ

次官級協議等を実施し、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

##### 2 ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示すとともに、両国が国連安保理非常任理事国として国際社会の諸課題に対して協力して取り組むべく政策調整を行う。

##### 3 V4 諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

「V4+日本」政策対話や V4 各国との実務レベルの協議を継続し EU の動向のフォローや、EU にとっての日本のプレゼンスの向上等に努め、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

##### 4 GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）

GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく、様々な分野の実務家等を招へいし、毎年実施している「GUAM+日本」ワークショップを開催するとともに、ハイレベル会合の実施を追求し、関係深化に向けた政策調整を行う。

##### 5 西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

地政学的重要性が高まっている西バルカン地域においては、29 年 1 月、新たに 2 公館（アルバニア及び北マケドニア）を開館し、当該地域諸国との一層の関係促進のための土壌が整いつつあることから、実務レベルでの協議を継続、又は新たに行うことにより、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

##### 6 その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け、政府間対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、一層積極的に取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

1 ドイツについては、次官協議等を実施し、安全保障分野での協力等につき議論するとともに、G7 や、G20 における連携や国連改革等のグローバルな課題に協力して取り組むことを確認したほか、東アジアや欧州を始めとする地域情勢についても議論した。

2 ウクライナについては、10 月にエリセーエフ・ウクライナ大統領府副長官を訪日招へいし、地域情勢やウクライナの国内改革等、幅広い分野について意見交換を行った。12 月には、政務協議を実施し、二国間関係、地域情勢、国連安保理を含む国際社会における協力等について意見交換を行い、ハイレベル政治対話を含む今後の二国間関係の発展に向けて方向性を共有した。また、第 5 回日ウクライナ原発事故後協力合同委員会を実施し、被災地域の復興や課題、取組について意見交換を行った。

- 3 V4諸国については11月にV4担当大使を任命し、「V4+日本」協力の活性化の基礎を構築した。また、30年3月にはV4諸国の政務局長級関係者との間で第9回「V4+日本」政策対話を実施し、日・V4諸国間の協力や関係促進に向けた体制等につき意見交換を行った。その他、12月にポーランドとの間で政務協議を実施し、二国間関係のほか、地域情勢、国際社会における協力等につき幅広く意見交換を行った。
- 4 10周年を迎えた「GUAM+日本」協力については、9月に第5回「GUAM+日本」外相級会合を実施し、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席し、観光・貿易・投資分野を始めとした日・GUAM諸国間の協力、法の支配の確立、北朝鮮問題等につき言及した共同プレスリリースを発出した。30年1月には、GUAM諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし、「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催し、日本と各国の政策の比較や各国の施策の改善点につき議論を行い、日・GUAM諸国との経済交流の一層の活性化を図った。
- 5 西バルカン諸国については、7月にモンテネグロ、8月にコソボとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。また、アルバニア及び北マケドニアとの間で、今後政務協議を行っていくことで一致した。30年1月、西バルカン担当大使を任命し、西バルカン諸国との対話の強化の基礎を構築した。
- 6 その他の国については、30年3月にブルガリアとの間で政務協議を実施し、「西バルカン協力イニシアティブ」の具体化に向けた協力体制の確認や、国際社会における協力、日・ブルガリア間の経済事情につき協議を行った。また、10月にスロベニア、12月にブルガリア、30年1月にチェコ、同年3月にルーマニアとの間でそれぞれ科学技術協力合同委員会が実施され、研究開発の情報交換、研究者交流、共同研究等の協力活動の促進という成果を挙げた。

### 30年度目標

実務レベルでの更なる政策調整・協力を進めるため、次官級・局長級協議を積極的に実施する。必要に応じて、投資環境の整備・改善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。

- 1 ドイツ
 

次官協議等を実施し、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、英国のEU離脱等を受けて不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。
- 2 ウクライナ
 

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。
- 3 V4諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）
 

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、EU及び欧州でプレゼンスを高めつつあるV4の動向のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。
- 4 GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）
 

GUAM諸国間のネットワークを強化すべく、実務家レベルの交流等を通して、「GUAM+日本」の枠組みでの対話を継続し、関係深化に向けた政策調整を行う。
- 5 西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ）
 

欧州ひいては国際社会の平和と安定にとり重要な西バルカン地域については、同地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には、①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施、②新規経済協力案件発掘に向けたJICA調査員の派遣、③防災、中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし、事業の具体化に向け各国との調整を行う。
- 6 その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、クロアチア、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）
 

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、実務レベルでの対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、優先的に取り組む。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 ドイツ

次官協議については先方の都合により延期となり年度内の実施は困難となったが、局長級の政策企画協議や次官級外務・防衛当局間協議（2+2）を実施し、安保・防衛分野を含む国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行った。

## 2 ウクライナ

10月に、ウクライナ側から外務・国防両省からそれぞれ次官の訪日を得て、初の安保協議を実施し、防衛当局間で防衛協力・交流覚書に署名した。11月末、クリミア半島東部のケルチ海峡付近にてウクライナ海軍船舶3隻がロシア国境警備局に拿捕された際には、ウクライナの立場も踏まえつつ、関係国と連携してG7外相声明を発出した。

## 3 V4諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

31年3月に4年ぶりにポーランドとの間で次官級協議を実施し、二国間関係や国際情勢等幅広い分野について意見交換を行った。

## 4 GUAM

9月に「GUAM+日本」外相会合を実施し、地域的・国際的課題に関して意見交換を行うとともに、「日GUAM協力プログラム」を実施していく強い意図を表明する共同プレスリリースを発出した。

## 5 西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話の強化、各種招へい等を行った。具体的には以下のとおり。

(1) 西バルカン担当大使は、全ての西バルカン諸国との間で政務協議を実施し（5月：セルビア、北マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナ、6月：コソボ、31年1月：モンテネグロ及びアルバニア）、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議した。

(2) 6月から7月にかけて、新規経済協力案件発掘に向け、西バルカン全域へJICA調査員を派遣した。10月には、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）との協力で西バルカン諸国の青年を招へいし、異文化交流を通じた民族融和を促した。

(3) 12月には、西バルカン諸国の商工会議所関係者等を招へいの上、日本企業を対象とした西バルカンビジネスセミナーを東京で開催し、経済関係の強化を図った。さらには、31年2月に日本人専門家を派遣し、ブルガリアにおいて洪水対策に関する防災セミナーを開催し、日本の知見を共有するとともに、西バルカン諸国に対して地域協力を促した。

## 6 その他

4月にルーマニア、31年1月にクロアチアとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、欧州や東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。

5月にはスロベニアとの間で政務協議を実施し、二国間関係及び西バルカン地域における協力、国際情勢等について意見交換を行った。

12月にモルドバとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、欧州や東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。

## 令和元年度目標

### 1 ドイツ

30年度は延期となった次官協議ほか、その他の日独間の実務レベル協議を実施し、英国のEU離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

### 2 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には、①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施、②新規経済協力案件発掘に向けたJICA調査員の派遣、③防災、中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし、事業の具体化に向け各国との調整を行う。

### 3 V4諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の動向のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

## 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

事務レベルで緊密に政策調整・協力をを行うことで、二国間関係の強化及び国際社会の共通の諸課題へ

の協調した対応が可能となることから、次官級・局長級協議の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

令和元年度の目標設定に当たって、これまでの地域網羅的な考え方を改め、特に欧州または国際社会全体においてより影響力が高いと考えられる国、地域を対象とすることにした。

### 測定指標 3-3 民間の人的・知的交流の進展

#### 中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

#### 29年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

その他、中・東欧諸国にて開催されるシンポジウムやフォーラムに対して、現地日本企業の参加を促したり必要に応じて有識者等の派遣を行い、民間の人的・知的交流を推進し、様々なレベルでの関係強化に貢献する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 11月、日独の著名な有識者や政治家の参加を得て、東京において第26回「日独フォーラム」及び第4回「日独1.5トラック安全保障対話」を開催し、日独の政治や社会、国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に、グローバル・リーダー不在の世界が直面する様々な課題に対して日独が連携して取り組む重要性や、今後更に発展するデジタル化社会への対応方法等につき議論が行われた。
- 2 オーストリアとの間では、7月、著名な有識者や政治家の参加を得て「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第21回会合を静岡市で開催し、農林業の将来と地方経済の活性化等のテーマで、自由闊達な議論が行われた。
- 3 30年2月に「V4+日本」協力の一環として、英国のEU離脱（Brexit）をテーマにしたセミナーを開催した。政治・経済双方の側面から、V4各国の実務者や日本の専門家が見解を発表し、参加者との間で活発な意見交換が行われた。
- 4 その他、ギリシャやブルガリアの現地有力紙の編集長、記者及びシンクタンクの所長を招へいした。外務省によるブリーフィングや政府関係者・民間企業へのインタビューを実施し、帰国後には日本関連の記事が多数掲載される等、民間レベルにおける対日理解促進・対外発信の観点から大きな成果があった。30年1月には、GUAM諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし、「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催したほか、同年3月、コヴァル・ポーランド科学アカデミー講師（元外務副大臣）を招へいし、日本の対東アジア政策をインプットし、理解を得ることができた。

#### 30年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

その他、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促したり、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 10月、日独の著名な有識者や政治家の参加を得て、ベルリンで第27回「日独フォーラム」及び第5回「日独1.5トラック安全保障対話」を開催し、日独の政治や社会、国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に、ルールに基づく国際秩序が挑戦を受ける中で、基本的価値を共有する日独が主導力を発揮することの重要性や、AI分野における日独協力の可能性等につき議論が行われた。
- 2 11月、ウィーン及びオーバーエスタライヒ州において、将来の課題のための日・オーストリア委

員会第 22 回会合を実施。公開シンポジウムでは、自動運転及びサイバー・セキュリティをテーマとし、両国の取組を共有するとともに、今後の課題について意見交換が行われた。委員による会合では、多国間主義・法の支配について、現下の国際情勢を踏まえ、普遍的価値に基づく国際秩序の維持のための国際協力について活発な議論が行われた。

- 3 6月にハンガリーで開催されたV4局長級防災セミナーに、丸谷東北大学教授を派遣し、日本における災害対策に関する講演を行った。また、その中で、東日本大震災等日本における自然災害や災害対策システム、将来的な対策、指針、企業活動の防災活動やその役割等につき説明を行った。

#### 令和元年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

また、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的交流を促進することは、幅広い分野における協力や、二国間関係の強化につながり、また、知的交流を通じて知見の共有を図ることは、国際社会の諸課題に対して協調して取り組むことに寄与することから、シンポジウム等の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

民間の人的・知的交流の促進のためには、民間有識者等が多く参加するシンポジウムやフォーラムで自由闊達な意見交換を行うことが効果的であるため。

#### 測定指標 3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等 ①往訪数 ②来訪数	中期目標値	29年度		30年度		令和元年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	①23 ②10	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。	①13 ②22	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中・東欧諸国との要人往来の測定は、中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用であるため。国際社会の諸課題に対する日本の政策や問題意識を伝え、支持を得るとともに、連携強化につながる機会とするため。

#### 達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①中・東欧諸国との二国間関係の強化	1 中・東欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施する。 これにより、政治・経済を始めとする二国間関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-4

	2 共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案，国際社会における共通の諸課題について，政策調整・協力を進める。 これにより，共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-2
	3 人的・知的交流，民間交流の維持・促進 民間の人的・知的交流を維持・促進する。 これにより，各国との関係の維持・強化に寄与する。				3-3
	28 (24)	25 (22)	25 (15)	24	032

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

### 施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、28年5月の日露首脳会談で具体化に一致した8項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。特に30年度は「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め200件以上の様々な交流行事の実現を図る。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）  
五 戦後外交の総決算（地球儀俯瞰外交の総仕上げ）
- ・第198回国会外交演説（平成31年1月28日）

## 測定指標4-1 政治対話の深化 \*

### 中期目標（一年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

### 29年度目標

- 1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。29年の早い時期に安倍総理大臣のロシア訪問を実施する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、28年12月のプーチン大統領訪日の際の成果をフォローアップしていく。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣の2回の訪露（4月、9月）及び河野外務大臣の訪露（11月）を含め、首脳会談を4回、外相会談を5回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアから建設的関与を引き出すよう、直接働きかけた。事務レベルでも、次官級協議や安保協議（8月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
- 2 28年12月のプーチン大統領訪日の際の首脳間の合意を踏まえ、9月のウラジオストクでの日露首脳会談で、北方四島における共同経済活動に関し、早期に取り組む5件のプロジェクト候補を特定した。その後、首脳会談、外相会談、次官級協議、局長級作業部会等の機会に、プロジェクト候補の早期実施に向けて精力的な協議が行われた。
- 3 コサチョフ連邦院国際問題委員長（露日議会間・地域間協力支援協議会会長）の訪日（6月及び30年1月）、参議院外国議会訪問班の訪露（7月）、山口公明党代表の訪露（9月）等をはじめとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

### 30年度目標

- 1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシア

が建設的な役割を果たすよう、働きかける。

- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、28年12月の首脳間の合意の実現を進展させる。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣の3回の訪露（5月、9月、31年1月）及び河野外務大臣の訪露（7月、31年1月）を含め、首脳会談を5回、外相会談を6回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけた。事務レベルでも、次官級協議（5月、8月、10月）や安保協議（7月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
- 2 28年12月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、首脳間、外相間だけでなく、次官級協議及び局長級作業部会でも議論を重ね、9月のウラジオストクでの日露首脳会談において、両首脳は、5件のプロジェクト候補の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。さらに、11月の日露首脳会談において、両首脳は、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、更に作業を進めることで一致し、その後も首脳間、外相間において、こうした方向性が確認されている。こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、11月の日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに12月のブエノスアイレスG20の際の日露首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とすることで一致した。その後も、31年1月の首脳会談及び外相会談を始めとして、率直かつ真剣な議論が行われている。
- 3 シュレポフ国家院対日議員グループ代表の訪日（4月）、伊達忠一・参議院議長の訪露（7月）、オゼロフ連邦院対日議員グループ代表の訪日（11月）、逢沢一郎・日ロ友好議員連盟会長の訪露（12月）、ジューコフ国家院第一副議長の訪日（12月）等を始めとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

#### 令和元年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政治対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、政治対話を通じ、隣国である日本とロシアが、領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、経済分野等あらゆる分野の連携を促進させることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献する。

#### 測定指標 4-2 平和条約交渉 \*

##### 中期目標（--年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

##### 29年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
- 2 28年12月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談で合意した、航空機を利用した元島民による特別墓参、共同経済活動に関する四島への官民現地調査団の派遣、追加的な出入域ポイントの設置を、それぞれ29年中に実現する。
- 3 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣の3回の訪露（4月、9月、31年1月）及び河野外務大臣の訪露（7月、31年1月）を含め、首脳会談を4回、外相会談を5回実施し、領土問題について議論した。次官級協議（8月、30年2月）及び局長級作業部会（11月、12月）も実施した。
- 2 (1) 北方四島における共同経済活動に関して、4月の日露首脳会談で、28年12月の首脳間の合意事項の具体的進展として、北方四島への官民調査団の派遣について一致した。この結果を踏まえ、6月末に、第一回の北方四島への官民現地調査団の派遣を実施し、7月の首脳会談及び8月の外相会談を経て、9月のウラジオストクでの首脳会談では、早期に取り組む5件のプロジェクト候補を特定するとともに、各プロジェクトの具体的検討と全てのプロジェクトに共通して必要となる人の移動の枠組みに関する検討を加速することで一致した。10月に第二回の北方四島での現地調査を実施し、この結果を踏まえて、11月の首脳会談・外相会談、12月の局長級作業部会で更に議論を進めた。30年2月の日露次官級協議では、29年12月の局長級作業部会での議論を踏まえ、日露の関係省庁を交えて具体的に協議を行った。同月の日露外相会談では、次官級協議の結果を評価し、プロジェクト候補の早期実施に向けて作業を加速するべく、事務方に指示を出すことで一致した。  
(2) 元島民の方々のための人道的措置については、28年12月の首脳間の合意を踏まえて、8月に、アクセスが制限されていた国後島瀬石周辺への墓参と、歯舞群島墓参の際の追加的な出入域地点の設置を実現するとともに、9月に歴史上初めて航空機を利用した特別墓参を実施し、元島民のより自由な往来に向けた取組を進めた。
- 3 北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流（23回）、自由訪問（7回）及び墓参（4回、航空機を利用した特別墓参を除く）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

### 30年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。  
北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。29年度に実施した航空機を利用した元島民による特別墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。
- 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 安倍総理大臣の3回の訪露（5月、9月、31年1月）及び河野外務大臣の訪露（7月、31年1月）を含め、首脳会談を5回、外相会談を6回実施し、領土問題について議論した。次官級協議（5月、8月、10月）及び局長級作業部会（4月、6月、8月、10月）も実施した。  
(2) 北方四島における共同経済活動については、プロジェクトの内容に関する局長級作業部会及び人の移動に関する局長級作業部会が合わせて7回、3回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会談においても議論が行われるとともに、10月には北方四島への「ビジネス・ミッション」が実施され、共同経済活動の実現に向けた取組が活発に行われた。その成果として、9月のウラジオストクでの日露首脳会談において、両首脳は、29年度に特定した5件のプロジェクト候補の実施に向け、その作業の行程表である「ロードマップ」を承認した。また、11月のシンガポールでの日露首脳会談において、両首脳は、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、更に作業を進めることで一致し、その後も首脳間、外相間において、こうした方向性が確認されている。  
(3) 北方領土の元島民の方々のための人道的措置として、7月に、29年に引き続き航空機による墓参を実施した。同月、船舶による歯舞群島への墓参の際に、臨時の追加的出入域地点が設置された。これらの措置により、北方四島への移動に要する時間が短縮され、元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。日露双方は、今後も手続の簡素化を進めることで一致している。  
(4) こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、11月の日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに12月のG20ブエノスアイレス・サミットの際の日露首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とすることで一致した。その後も、31年1月の首脳会談及び外相会談を始めとして、率直かつ真剣な議論が行われている。
- 2 北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流（11回）、自由訪問（7回）及び墓参（2回、航空機を利用した特別墓参を除く。）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

## 令和元年度目標

### 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。30年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

### 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

## 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

28年12月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談では、平和条約問題を解決するとの両首脳の真摯な決意が表明されるとともに、北方四島において、双方の法的立場を害さない形で、共同経済活動を行うための協議を開始することが合意された。また、元島民の北方四島へのより自由な往来に向けた手続の改善で一致した。そして、30年11月のシンガポールでの日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。現在、こうした首脳間の合意に基づき、ロシア側との交渉を続けているところであり、その実現に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や元島民のより自由な往来に向けた取組を積み重ねていくことは、平和条約締結にとってプラスになるものであり、中期目標の達成に資する。

## 測定指標 4-3 貿易経済分野における協力 \*

### 中期目標（--年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

### 29年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 28年5月の日露首脳会談（於：ソチ）で、安倍総理大臣が提案した8項目の「協力プラン」については、4月に安倍総理大臣がモスクワを訪問し、プーチン大統領に「協力プラン」のメリットについて映像を用いて提示し、具体化を更に進めることで一致した。  
6月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラム及び7月の産業総合博覧会「イノプロム」（於：エカテリンブルク）等の機会に行った協議を通じて迎えた9月の第3回東方経済フォーラム（於：ウラジオストク）の機会に行った首脳会談では、両首脳は28年12月以来の署名文書が164件（内、民間文書100件）に達したことなど、これまでに実現した幅広い成果を歓迎し、「協力プラン」の具体化を更に進め互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致した。11月の貿易経済に関する日露政府間委員会第13回会合（モスクワ）では、8項目の「協力プラン」を含む個別分野の進捗について議論し、勢いを失わせることなく具体的協力を積み重ねていくことで一致した。
- 2 12月の日本投資家デー（ウラジオストク）には日本の企業関係者と共に世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣が参加し、極東における協力を更に活発化させるための意見交換を行った。30年3月の極東セミナーではロシア極東への日本企業による投資を促進するための説明が行われ、130名以上が参加した。
- 3 ロシア国内6都市にある日本センターの活動を通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域間の経済交流に貢献した。また、日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成も念頭に各種講座や研修を実施し、29年度末までに約86,000人のロシア人が受講し、そのうち約5,400人が訪日研修に参加した。

### 30年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 28年5月に安倍総理大臣が提案した経済分野における8項目の「協力プラン」については、31年1月までに170件以上の民間プロジェクトが生み出され、そのうち約半数が契約等の形で動いている。

5月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに日本はゲスト国として初めて参加し、安倍総理大臣及び世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣がジャパン・パビリオンを視察したほか、日露ビジネス対話が開催され日露の企業間で活発な意見交換が行われた。9月の第4回東方経済フォーラム（ウラジオストク）の際の日露首脳会談では、リハビリセンターの開所や高速通信サービスの提供等の極東地域での案件を含め、8項目の「協力プラン」の下で協力が進展していることに加えて、日露租税条約が10月に発効することを歓迎した。

12月の貿易経済に関する日露政府間委員会第14回会合（東京）では、河野外務大臣とオレシュキン経済発展相が共同議長を務め、関係省庁や民間企業関係者を含めて経済関係を包括的に議論した。ガスピロムによるサムライ債の発行を歓迎したほか、ハバロフスク空港運営参画事業の株主間協定の署名を受けて、日本の技術と経験を生かした極東ハブ空港の誕生を期待する旨言及があった。

こうした首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え、日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を指摘し改善を求めた。

- 2 30年2月の日露交流促進官民連絡会議には日本企業36社が参加し、引き続き日露関係の発展に向けて官民での連携を更に深めていくことで一致した。また、5月のサンクトペテルブルク経済フォーラムの際には日露ビジネス対話を、9月の第4回東方経済フォーラムの際には日本企業関係者との懇談を行い、日露の経済分野での協力を更に活発化させるための意見交換を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内6都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施しており、これまでに約9万人が講座を受講し、そのうち約5,700人が訪日研修に参加している。

### 令和元年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等上記目標の達成により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、幅広い分野で日露関係を発展させていくことに繋がる。

### 測定指標4-4 国際社会における協力

#### 中期目標（一年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

#### 29年度目標

- 1 シリア、北朝鮮、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について、ロシアから建設的関与を引き出すよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、北朝鮮による8月の弾道ミサイル発射実験を受け、日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し、この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。また、8月に日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
- 2 前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、領事、国連、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

### 30年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的関与を果たすよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、首脳レベル、外相レベルを含め、引き続き日露で連携していくことを確認した。また、7月に日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）及び日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
- 2 前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、テロ対策、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

### 令和元年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、国際社会の主要な問題についての国際社会での日露協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

上記目標のとおりロシアと国際舞台での協力を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致する。

## 測定指標4-5 防衛・治安分野における関係の発展

### 中期目標（--年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

### 29年度目標

- 1 安全保障分野
  - (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
  - (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- 2 治安分野  
治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 安全保障分野
  - (1) 防衛交流については、11月にサリュコフ露地上軍総司令官、12月にグラシモフ露参謀総長が訪日した。実務レベルでは、引き続き各種協議や日露捜索・救難共同訓練等を実施し、相互理解の促進及び偶発事故の防止に努めた。当省として必要な支援・調整等を行った。
  - (2) 9月及び12月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会議書記の会談が行われた。当省は、これらの意見交換のために支援・調整を行った。

## 2 治安分野

海上保安庁巡視船とロシア警備艇との合同訓練を実施し、海上交通の安全についても連携を確認した。7月には中島海上保安庁長官が訪露し、約4年ぶりに日露海上警備機関長官級会合が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。

### 30年度目標

#### 1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

#### 2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 安全保障分野

- (1) 防衛交流では、10月に河野統合幕僚長が訪露（統合幕僚長による訪露は6年ぶり）。実務レベルでは、各種協議に加え、7月に第18回日露捜索・救難共同訓練、11月にソマリア沖・アデン湾において日露で初となる海賊対処訓練が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。
- (2) 7月に外交当局間で日露安保協議を実施し、7月にモスクワで3回目となる日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を開催したほか、10月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会の会談を行った。

#### 2 治安分野

12月にクリシヨフ連邦保安庁国境警備局長官が訪日し、日露海上警備機関長官級会合が実施された。外務省として必要な支援・調整等を行った。

#### 3 その他

テロ、マネーロンダリング、麻薬等の非伝統的脅威の分野では、4月に第8回日露テロ対策協議、6月にマネーロンダリング対策に関する金融庁専門家の訪露を実施し、11月及び31年2月にはアフガニスタン及び中央アジアの麻薬対策官を対象にした研修を日露及びUNODCが連携する形で実施した。外務省として必要な調整・支援等を行った。

### 令和元年度目標

#### 1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

#### 2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域を含む国際社会の安全保障環境が厳しさを増す中、隣国であるロシアと、安全保障、防衛交流及び海上保安の分野で協力を深めることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域及び国際社会の安定と繁栄にも貢献する。

### 測定指標4-6 文化・国民間交流の進展 \*

#### 中期目標（--年度）

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

#### 29年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。

2 30年の「ロシアにおける日本年」, 「日本におけるロシア年」の開催に向けて, 様々な交流行事の具体化を進める。

#### 施策の進捗状況・実績

1 「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により, 1名の招へいが実施され, ロシア情勢, 日露関係等について有益な意見交換を行ったが, 前年度と比較して, 各種スキームによる招へいは低調な結果だった。

28年12月のプーチン大統領訪日の際に青年交流の大幅な拡大について一致したことを受け, 29年には日露青年交流事業の枠組みで1,019名(28年は571名)が参加し, 「日露青年フォーラム」を始めとする様々なテーマの青年交流や, ロシア各地での日本文化紹介事業が活発に実施された。

2 28年12月のプーチン大統領訪日の際に, 日露間における人的交流の拡大策の一つとして開催を合意した30(2018年の「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」の開催に向け, 日本側組織委員会の設立, 両国共催による開会式(30年5月, 於:モスクワ)の決定等, 準備が進展した。

#### 30年度目標

1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業, 草の根交流事業の実施を通じて, 更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。

2 「ロシアにおける日本年」, 「日本におけるロシア年」を開催し, 30年度, 民間主催行事も含め200件以上の様々な交流行事の実現を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

1 「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により, 高等経済大学欧州・国際研究センター副所長1名の招へいを実施し, 日露関係, 東アジアの安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。

「閣僚級・戦略的実務者招へい」により, 有識者1名の招へいが実施され, 日露関係, 国際安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。

「文化交流事業」では, 「ロシアにおける日本年」という機会を利用して, 歌舞伎や流鏑馬など約50件の外務省主催事業がロシア各地で実施され, 延べ111万人以上のロシア人が参加した。

「草の根交流事業」では, 30年度には, 日本文化紹介事業やスポーツ交流など計37件の事業がロシア各地で実施された。

28年12月の日露首脳会談で青年交流の規模を年間1,000名程度に拡大することで一致したことを受け, 30年には1,334人(29年:1,121人)が日露青年交流事業に参加し, 幅広い分野で交流が実施された。

2 30年は日露両首脳の合意により「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」が実施され, 5月26日に両首脳出席の下, モスクワのポリショイ劇場で開会式が行われたほか, 交流年の認定行事としてロシアで500件以上, 日本では150件近くの行事が開催されるなど, 文化・人的交流が活発に行われた。

#### 令和元年度目標

1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業, 草の根交流事業の実施を通じて, 更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。

2 G20大阪サミットの際に開催される「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」の開会式も含め, 交流年行事を確実に実施するとともに, 交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

文化交流や人的交流に係る実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で重要。

各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業の実施等上記目標の達成は, 両国の相互理解を促進し, 関係の強化に資する。また, 日露首脳の合意に基づき30年から令和元年にかけて開催中の「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」の枠組みでは, 日本側だけでも500件以上の行事を実施し交流が活発化しており, 「日本年」・「ロシア年」終了後も引き続き交流を盛り上げていくことは, 日露間の人的交流を一層発展させるために重要。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①「北方領土 復帰期成同盟」補助金 (昭和40年度)	北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対し補助金を支出する。 これにより、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2
	36 (36)	37 (37)	37 (37)	37	036
②ロシアとの平和条約 締結交渉促進を含む二 国間関係の 強化 (*)	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決し平和条約を締結することを目指した取組を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6
	207 (289)	207 (220)	199 (244)	198	035
③在ロシア 日本セン ター事業 を含む日 露経済 関係の 強化 (15年度)	日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対し日露関係増進の有益性と重要性を認識させるのに加え、親日的実務家を育成し、併せて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体等に対する支援を行う。 こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに、平和条約交渉のための環境整備に資する。				4-2 4-3 4-4
	442 (452)	550 (533)	568 (549)	559	033
④北方四島 住民との 交流 (4年度)	北方四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び本邦各地に招へいするとともに、北方四島住民支援事業として、①患者受入れ・治療、②医師・看護師等研修、③医療支援促進事業(医療専門家の北方四島への派遣による四島住民の医療ニーズの把握、より効率的な支援事業の実施等に向けた提言を含む報告書の作成)を実施する。 こうした取組は、平和条約交渉の促進に向けた環境整備に資する。				4-2
	275 (251)	259 (267)	279 (266)	269	034
⑤ロシアに おける日 本紹介事 業 (28年度)	28年5月の日露首脳会談(於ソチ)での合意に基づき、30年にロシアにおいて大規模かつ総合的な日本紹介事業を実施するための事前の調査及び広報を委託企業を通じ実施する。 こうした取組は、文化・国民間交流の進展のための環境整備に資する。				4-6
	110 (103)	46 (35)	1,236.3 (1,000.9)	207.9	037
⑥日露共同 経済活動 推進費 (30年度)	28年12月の日露首脳会談(於長門)での合意に基づき、日露が共に北方四島の未来像を描き、その中から双方が受入れ可能な解決策を見いだしていくという新しいアプローチである北方四島における共同経済活動の実現のために、プロジェクトの内容や法的側面、人の移動の枠組み等に係るロシア側との協議や、北方四島における調査等の活動を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-2
	-	-	100 (57)	67	038

⑦2018 サンクトペテルブルク国際経済フォーラムへのゲスト国関連経費	29年9月の日露首脳会談（於ウラジオストク）での発表に基づき、30年5月に開催されるサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに参加する。ロシア国内のみならず欧米やアジア諸国からも閣僚や著名なビジネスマンが参加する同フォーラムにおいて、文化行事の開催を通じて我が国への理解を深めてもらう機会を提供する。 こうした取組は、同フォーラムにおける我が国のプレゼンスを示すとともに、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資する。			4-6	
(30年度)	-	-	53 (45)	0	039

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

### 施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第198回国会施政方針演説(平成31年1月28日)
- 五 戦後日本外交の総決算（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

## 測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展 \*

### 中期目標（--年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

### 29年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との外交関係樹立25周年の節目の年に、各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 政治対話の継続

##### (1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。さらに、4-5月に行われた岸田外務大臣のトルクメニスタン訪問に際し、中央アジア5か国の外務大臣との二国間会談も実施した。

##### ・ウズベキスタン

往 なし

来 ホジャーエフ財務相（5月、アジア開発銀行（ADB）総会出席）、アブドゥハキーモフ国家観光発展委員会議長（9月、堀井学外務大臣政務官表敬、及び30年3月、「中央アジア+日本」対話・第2回ビジネス対話出席）

##### ・カザフスタン

往 世耕経済産業大臣（7月）、中根外務副大臣、平木経済産業大臣政務官（8月）、武藤経済産業副大臣、西銘経済産業副大臣（9月）

来 なし

##### ・キルギス

往来ともになし

##### ・タジキスタン

往 なし

来 ヒクマトゥロゾーダ経済発展貿易相（4月、第1回「日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会」会合出席）

##### ・トルクメニスタン

往 岸田外務大臣（4-5月、「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合出席）、堀井学外務大臣政務官（9月、第5回アジア室内競技・格闘技大会開会式出席、及び11月、第28回エネルギー憲章会議出席）

来 メレドフ副首相兼外相（6月、第12回日トルクメニスタン経済合同会議出席）

## (2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、30年2月には、ミュンヘン安全会議の機会を捉え、河野外務大臣とジャネリゼ・ジョージア副首相兼外相及びナルバンジャン・アルメニア外相との間で二国間会談を実施した。

### ・アゼルバイジャン

往 堀井学外務大臣政務官（9月、アゼリ・チラグ・グナシリ（ACG）油田開発の生産分与協定（PSA）契約署名式出席、大統領表敬等）

来 シャリホフ財務相（5月、ADB総会出席）

### ・アルメニア

往 滝沢外務大臣政務官（6月、サルグシャン大統領表敬、ナルバンジャン外相との会談、ファルマニャン友好議連会長ほかとの会談）、堀井学外務大臣政務官（30年2月、バブロヤン国民議会議長表敬、ナルバンジャン外相との会談、カラヤン経済発展・投資相との会談、ファルマニャン対日友好議連会長との夕食会、日アルメニア投資協定署名記念式出席）

来 なし

### ・ジョージア

往 滝沢外務大臣政務官（6月、クヴィリカシヴィリ首相との会談等）

来 クムシヴィリ第一副首相兼財務相（5月、ADB総会出席）、アラヴィゼ地方発展インフラ相（5月、ADB総会出席）、ジャネリゼ外相（5-6月）、カヒシヴィリ矯正相（9月）

## 2 議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。

### ・カザフスタン

往 衆議院カザフスタン訪問議員団（7月、河村日カザフスタン友好議員連盟会長ほか）、参議院ODA調査団（9月）、武見敬三議員（9月、人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）出席）

来 クルムハメド・カザフスタン「ヌルオタン党（与党）」第一副総裁（5月、安倍総理大臣を表敬）

### ・アゼルバイジャン

往 なし

来 ババエフ対日友好議連会長（10月、甘利日アゼルバイジャン友好議連会長と会談）

## 3 次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、アゼルバイジャン（11月）、タジキスタン（30年1月）の各外務次官との間で政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方及び中央アジア・コーカサス地域情勢について協議した。

## 4 招へい・派遣

(1) 「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」（11-12月）を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ及びモルドバから合計11名の外交官を招へいし、「運輸・物流」をテーマに民間企業への視察を行い、日本の高度な物流網への理解を深めるとともに、被招へい者が自ら視察結果と自国の課題について発表を行い、当招へいの成果が示された。

(2) 多層的ネットワーク構築事業として、米国からスター米国外交政策評議会中央アジア・コーカサス研究所長（8-9月）及びアルメニアからギラゴシャン地域研究センター（RSC）所長（30年1-2月）を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後に積極的な発信を行ってもらえるよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察など充実したプログラムを行った。

(3) 戦略的実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第4回専門家会合（30年2月）にあわせて中央アジア5か国から5名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

(4) 中央アジア実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第10回東京対話（8-9月）及び「中央アジア+日本」対話・第2回ビジネス対話（30年3月）にあわせて、中央アジア5か国から5名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

(5) 報道関係者招へいとして、中央アジア5か国記者のグループ招へい（8-9月）を実施し、同時期に開催された東京対話取材してもらうとともに、東京・地方視察を通じて、日本文化等に対する理解を深める機会とした。

(6) ソーシャルメディア招へいとして、アゼルバイジャンで日本文化や日本語教育に関し積極的に

SNS 発信を行っている団体代表者を招へいし、東京・地方視察を通じ対日理解を促進し、帰国後の積極的な発信を促した。

(7) 講師派遣事業として、谷口内閣官房参与をアルメニア、ジョージア、アゼルバイジャンに派遣し、日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また、閣僚級への表敬も行い、アゼルバイジャンでは、大統領及び副大統領への表敬が実現した。

## 5 周年事業の成果、総理歴訪フォローアップ

### (1) 外交関係樹立 25 周年記念書簡の交換

29 年、日本は中央アジア・コーカサス諸国と外交関係樹立 25 周年を迎え、8 か国との間で首脳及び外相レベルで書簡の交換が行われ、ハイレベルの往来や経済分野、国際社会での協力等を含む幅広い分野での二国間関係の更なる発展等を確認した。

### (2) 査証緩和措置

外交関係樹立 25 周年にあわせ、更なる関係強化、人的交流の活発化のため、中央アジア・コーカサス 8 か国との間で査証緩和措置が導入された。

### (3) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

27 年の安倍総理大臣による中央アジア 5 か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、国内の政策協調を図ることを目的に、5 月に官房副長官を議長とし、外務省欧州局長のほか、関係省庁幹部の出席を得て、第 5 回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ、ハイレベルでの働きかけを通じて引き続き経済分野の協力を進めつつ、人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が強調された。

また、9 月には、東京において、国土交通省との協力の下、第 2 回日キルギス官民インフラ会議を実施した。日本と相手国の政府関係者、企業関係者が参加し、日本企業が「質の高いインフラ」を紹介、日本企業とキルギス両国の企業の間で意見交換をする機会となった。

11 月には、安藤国際交流基金理事長を団長とする「中央アジア・文化交流ミッション」がタジキスタン、キルギス及びカザフスタンを訪問し、今後の日本と中央アジア各国との文化交流の促進方法について意見交換を行った。

## 6 投資協定交渉

すでに締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え、下記 5 か国との間では、二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。

#### ・キルギス

12 月、第 1 回交渉、30 年 3 月、第 2 回交渉を実施。

#### ・トルクメニスタン

6 月、第 1 回交渉、12 月、第 2 回交渉を実施。

#### ・アルメニア

8 月、第 1 回交渉を実施。9 月、実質合意。30 年 2 月、署名。

#### ・ジョージア

9 月、第 1 回交渉、30 年 3 月、第 2 回交渉を実施。

#### ・タジキスタン

30 年 3 月、第 1 回交渉を実施。

## 30 年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間で早期妥結を目指す。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 政治対話の継続

#### (1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、

活発な交流が行われた。さらに、10月にラフモン・タジキスタン大統領が訪日し、日タジキスタン首脳会談を実施した。

・ウズベキスタン

往 中根外務副大臣（7月）

来 サファーエフ上院第一副議長（9月）、ホルムラードフ副首相兼国家投資委員長及びホジャーエフ対外貿易相（10月、阿部外務副大臣表敬、日本ウズベキスタン経済合同会議出席）、アリハーノフ下院副議長（12月）、クドビーエフ労働・雇用関係相（31年1月）

・カザフスタン

往 山田外務大臣政務官（12月、マディエフ・アルマティ副市長との会談等）

来 なし

・キルギス

往 山田外務大臣政務官（12月、アイダルベコフ外相への表敬等）

来 なし

・タジキスタン

往 なし

来 ラフモン大統領（10月、安倍総理大臣との首脳会談等）

・トルクメニスタン

往 なし

来 メレドフ副首相兼外相（10月、安倍総理大臣への表敬等）

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、9月には、河野外務大臣がアルメニア、ジョージア及びアゼルバイジャンのコーカサス3か国を訪問し、首脳への表敬や外相会談等を行った。

・アゼルバイジャン

往 平木経済産業大臣政務官（5月、カスピ海石油・ガス展示会及び国際会議出席）、河野外務大臣（9月、アリエフ大統領及びマムマドフ首相への表敬、メメディヤロフ外相との会談等）

来 ジャバロフ国税相（閣僚級招へい）（31年3月、うへの財務副大臣、藤井国税庁長官、阿部外務副大臣等と会談）

・アルメニア

往 河野外務大臣（9月、サルキシヤン大統領及びパシニャン首相への表敬、ムナツァカニャン外相との会談等）

来 なし

・ジョージア

往 河野外務大臣（9月、マルグヴェラシヴィリ大統領及びバフタゼ首相への表敬、ザルカリアニ外相との会談、チュゴシヴィリ国会第一副議長への表敬等）

来 バフタゼ首相、コブリア経済・持続的発展相、タヴィタシヴィリ農業相（3月、麻生副総理兼財務大臣との会談、河野外務大臣との夕食会、日ジョージアビジネスフォーラム、ワイン展オープニング式典への出席等）

2 議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。

・ウズベキスタン

往 鈴木馨祐衆議院議員（日本ウズベキスタン友好議連事務局次長）（7月）

来 サファーエフ上院第一副議長（ウズベキスタン対日友好議連会長）（9月）

・タジキスタン

往 古屋圭司衆議院議員（日本・タジキスタン友好議連会長）ほか（9月）

来 タジキスタン・日本友好議連（31年3月、山田外務大臣政務官、大島衆議院議長表敬、古屋友好議連会長等との意見交換）

・キルギス

往 中谷元衆議院議員（日本・キルギス友好議連会長）ほか（9月）

来 なし

・トルクメニスタン

往 なし

来 ベルディムハメドフ・トルクメニスタン・日本友好議連会長（10月、31年3月、いずれも大島衆議院議長表敬、遠藤友好議連会長等との意見交換）

・カザフスタン

往 竹本直一衆議院議員（日本・カザフスタン友好議連幹事長，6月）

来 イシムバエヴァ下院副議長，セイドゥマノフ下院カザフスタン・日本友好議連会長等（31年3月，大島衆議院議長表敬，河村建夫日本・カザフスタン友好議連会長等との意見交換）

### 3 次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が，キルギス（6月）の外務次官との間で政務協議を実施し，今後の二国間協力の在り方及び中央アジア地域情勢について協議した。

### 4 招へい・派遣

(1) 「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」(10月)を実施した。ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トルクメニスタン，アゼルバイジャン，アルメニア，ジョージア，ウクライナ，ベラルーシ及びモルドバから合計11名の外交官を招へいた。一行は，「観光」をテーマに政策関係者との意見交換や各種視察を行い，特にインバウンド観光促進に関する日本の政策や取組における知見や経験の共有を受けるとともに，被招へい者自らによる視察結果と自国の課題について発表も行った。

(2) 多層的ネットワーク構築事業として，カザフスタンからアキルバエフ国際問題評議会事務局長(31年2月)を招へいし，日本の重要政策について理解を深め，帰国後の積極的な発信につなげるよう，日本側有識者，政府関係者，シンクタンク関係者らとの懇談，日本文化施設等の視察などを行った。

(3) 講師派遣事業として，10月，宇山北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授をトルクメニスタン，カザフスタン及びウズベキスタンに派遣し，日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また，31年3月には，細谷慶應義塾大学教授をアゼルバイジャンに派遣し，日本の民主主義の歩みや東アジア外交について現地の大学等で講義を行った。

### 5 中央アジア・コーカサス各国との関係強化

#### (1) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

27年の安倍総理大臣による中央アジア5か国歴訪のフォローアップとしては，上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず，省庁間の連携を高めることを目的に，11月に官房副長官を議長とし，外務省欧州局長のほか，関係省庁幹部の出席を得て，第6回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では，フォローアップが必要な個別案件リストに基づき，各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ，引き続き経済分野の協力を進めつつ，人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が確認された。

#### (2) コーカサス各国との関係強化

9月，河野外務大臣がコーカサス3か国を訪問した。アルメニア及びジョージアには日本の外務大臣として史上初，アゼルバイジャンには11年の高村外務大臣の訪問以来19年ぶりの訪問となった。訪問中，河野外務大臣は，日本の対コーカサス外交の考え方と人材育成及びインフラ整備・ビジネス環境整備に関する具体的協力案件を表明する「コーカサス・イニシアティブ」を發出し，各国から歓迎の意が示された。

### 6 投資協定交渉

すでに締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え，下記6か国との間では，二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。

#### ・トルクメニスタン

6月，第3回交渉を実施。31年2月，第4回交渉を実施。

#### ・アルメニア

5月，日本側国内手続き完了。

#### ・ジョージア

4月，第3回交渉を実施。5月，第4回交渉を実施。6月，第5回交渉を実施。8月，第6回交渉を実施。9月，大枠合意。31年3月，本文についての交渉の実質的妥結。

#### ・タジキスタン

30年3月，第1回交渉を実施。10月，本文合意。

#### ・アゼルバイジャン

31年2月，第1回交渉を実施。

#### ・キルギス

31年3月，第2回交渉を実施。本文は大筋合意。

### 令和元年度目標

1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。

2 議員の訪問等を通じた議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

3 外務次官級の政務協議を通じて，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につ

き議論し、合意を図る。

- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等上記目標の達成は、中央アジア・コーカサス諸国との関係を着実に強化する上で重要である。

- ・「中央アジア+日本」対話 行動計画(平成 18 年 6 月)
- ・安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ(平成 27 年 10 月)
- ・「中央アジア+日本」対話 第 6 回外相会合共同声明(平成 29 年 5 月)
- ・「コーカサス・イニシアティブ」(平成 30 年 9 月、河野外務大臣のコーカサス 3 か国訪問時に発表)

#### 測定指標 5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 \*

##### 中期目標（--年度）

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。

##### 29 年度目標

- 1 「中央アジア+日本」第 6 回外相会合を実施する。
- 2 「中央アジア+日本」第 6 回外相会合を実施した上で、次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)や専門家会合を実施する。
- 3 知的対話(東京対話)を実施する。

##### 施策の進捗状況・実績

###### 1 「中央アジア+日本」第 6 回外相会合

5 月、岸田外務大臣が歴代外務大臣として初めてトルクメニスタンを訪れ、首都のアシガバットにおいて、中央アジア 5 か国の外務大臣の出席を得て「中央アジア+日本」対話・第 6 回外相会合が開催され、国際情勢を始め多岐に渡る内容の「共同声明」を採択した。第 5 回外相会合の農業に続き、第 6 回外相会合では優先的な実践的協力分野として運輸・物流につき議論し、同分野での地域協力に関する「運輸・物流地域協力ロードマップ」を採択した。その実現のため、日本は「運輸・物流協力イニシアティブ」を打ち出し、240 億円規模の ODA 実施及び、今後 5 年間で 2,000 人に日本での研修機会を提供することを表明した。さらに、5 か国外相とそれぞれ二国間外相会談を実施し、今後の協力に向けた意見交換を行った。

###### 2 次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)・専門家会合・ビジネス対話

30 年 1 月、次期議長国であるタジキスタンの首都ドゥシャンベにおいて、第 12 回高級実務者会合が行われ、日本とタジキスタンから実践的協力の新たなテーマとして、「観光」を提案し、全ての参加国代表から支持を得た。また、中央アジア各国から、我が国のノウハウや技術を活用した観光振興への高い関心が示された。2 月には、中央アジア各国から実務専門家を招へいし、第 4 回専門家会合(観光分野)を開催し、我が国の政府関係者、経済関係者等との意見交換を行い、次回外相会合に向け、観光分野における実践的協力の具体化のための準備を開始した。

こうした流れを受け、30 年 3 月、中央アジア各国からビジネス関係者等を招へいし、「中央アジア+日本」対話・第 2 回ビジネス対話を開催した。「観光分野を含む中央アジアとのビジネスの現状とその可能性」というテーマの下、2 月の専門家会合で議論された内容を踏まえて、日本側関係者を含む 100 名を超える参加者により、各国における観光分野への取組の紹介や日本に期待する役割、観光分野における各国の課題等につき活発な議論が行われたほか、各国参加者と日本企業関係者との関係構築が促進され、今後の日本と中央アジア各国との観光分野でのビジネスの具体化に資する機会と

なった。

### 3 知的対話（東京対話）

8月、10回目を迎えた知的対話（東京対話）では、「日本と中央アジア関係の今と未来を展望する」と題して、活発な意見交換が行われた。サイドイベントとして、漫画家・森薫氏による漫画「乙嫁語り」原画展、中央アジア料理動画、森薫氏の書き下ろし漫画「中央アジア・クッキング」漫画配信を行い、外交関係樹立25周年を迎えた中央アジアの魅力を発信した。

#### 30年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、次回外相会合のテーマとなった観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合。
- 2 「中央アジア+日本」第7回外相会合の実施に向けた高級実務者会合(SOM)。
- 3 知的対話(東京対話)。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合

各国との調整を行う中で、30年度中の開催日程を合わせることができず、令和元年度開催に向けて調整中。

##### 2 第7回外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)

11月、東京において、第13回高級実務者会合が行われ、第7回外相会合の実践的協力の新たなテーマとなる「観光」につき意見交換を行い、同会合開催に向け、引き続き協力を行っていくこととなった。

##### 3 知的対話（東京対話）

7月、11回目を迎えた知的対話（東京対話）では、「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」と題して、活発な意見交換が行われた。

#### 令和元年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第7回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合
- 2 「中央アジア+日本」第7回外相会合のフォローアップとしての専門家会合・ビジネス対話
- 3 知的対話(東京対話)

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「中央アジア+日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

高級実務者会合(SOM)や知的対話(東京対話)の実施による中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力の在り方に関する方向性の確認は、日本と中央アジアの協力を安定的に進展させる上で重要である。

- ・「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合共同声明(平成29年5月)

#### 測定指標5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期目標値	29年度		30年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10	32	30	34	30

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

27年の安倍総理大臣訪問を契機として大きく高まった中央アジア・コーカサス地域とのハイレベル交流の流れを維持する上で、政務レベル以上の協議を今後も着実に継続していくことが重要であるため、高いレベルの数字として、30年度と同程度の実績を今後も維持することを目指す。

#### 参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)

(出典：財務省貿易統計)	実績値		
	28年度	29年度	30年度
	1,837	2,589	3,161

### 達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 中央アジア・コーカサス諸国との関係強化 (18年度)	1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む) ハイレベルの要人往来・政治対話を行うとともに、政府との協議や働きかけを通じて、中央アジア・コーカサス地域と我が国の関係を官民横断的に拡大する。 これにより、地政学的重要性を有し、また、エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。				5-1 5-3
	2 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援 地政学的重要性を有し、また、エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国各外交当局者との協議を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の持続的発展のため、各国との協議や経済協力を実施する。また、エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても、近年代替エネルギーへの転換意欲が高く、日本の技術への関心が増加しており、代替エネルギー技術を提供可能な日本企業と同諸国への進出を支援する。 こうした取組により、民主化・市場経済化を支援することは、施策目標の達成に寄与するとともに、更なる二国間関係の強化につながる。				5-1 5-2
	3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進 16年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みで高級実務者会合、東京対話を開催するとともに、中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。 こうした取組により、中央アジア諸国の安定と繁栄に協力することは、施策目標の達成に寄与する。				5-2
	4 人的、知的交流の促進 中央アジア・コーカサス諸国の有識者を我が国に招聘し、我が国有識者と忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の将来を担う若手外交官や青年を招へいする。 これにより、中央アジア・コーカサス諸国との人的、知的交流を促進させることは、施策目標の達成に寄与する。				5-1 5-2
	16 (12)	15 (10)	14 (7)	14	040

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。